

# 大分県労働委員会会報

第61号

(平成27年版)

大分県労働委員会事務局

# 大分県労働委員会会報目次

第1章	労働委員会の概要と組織	
第1節	概 要	1
1	労働委員会のしくみ	1
2	労働委員会の仕事	1
3	労働委員会の特色	1
第2節	委員及びあっせん員候補者	3
1	委 員	3
2	あっせん員候補者	7
第3節	総会及び公益委員会議	8
1	総 会	8
2	公益委員会議	9
第2章	平成27年における審査・調査の概要	
1	不当労働行為事件	10
2	調整事件	10
第3章	審 査	
第1節	不当労働行為事件の審査	11
1	概 況	11
2	不当労働行為事件審査取扱一覧表	11
3	事件の概要	12
第2節	再審査事件	13
第3節	行政訴訟事件	13
第4節	労働組合の資格審査	13
1	概 況	13
2	組合資格審査取扱一覧表	13
第4章	調 整	
第1節	労働争議の調整	14
1	概 況	14
2	労働争議調整事件調整状況一覧表	17
3	事件の概要	18
第2節	個別労働関係紛争のあっせん事件	23
1	概 況	23
2	個別労働関係紛争事件調整状況一覧表	27
3	事件の概要	28
第3節	争議行為予告及び労働争議実情調査	29
1	争議行為予告	29
2	労働争議実情調査	31

第5章 労働相談業務・個別労働紛争処理制度周知月間	
第1節 労働相談業務の概況	33
第2節 労働相談週間	34
第3節 個別労働紛争処理制度周知月間	35
第6章 会議及び研修	
1 全国会議	36
2 九州地区会議	37
3 研究・研修	39
<b>【資料編】</b>	
第1 不当労働行為審査事件の推移	41
第2 労働組合の資格審査の推移	43
第3 労働争議調整事件の推移	44
第4 個別労働関係紛争あっせん事件の推移	46
第5 県内及び全国有効求人倍率・完全失業率の推移	46
第6 労働組合数、組合員数、推定組織率の状況	47
第7 労働争議の発生状況	48
第8 委 員	49
第9 事務局組織・職員数	51
第10 大分県労働委員会規則	52

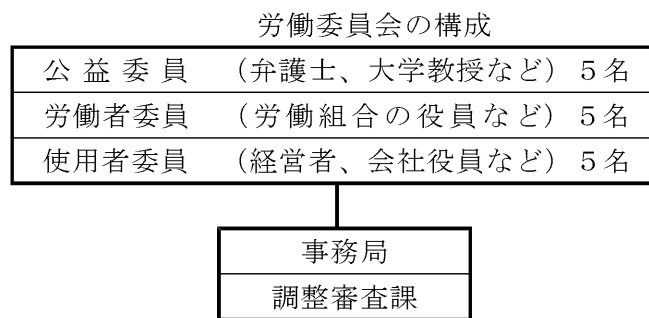
# 第1章 労働委員会の概要と組織

## 第1節 概 要

### 1 労働委員会のしくみ

- (1) 労働委員会は、労使関係の公正な調整を図るため、労働組合法第19条の12第1項、地方自治法第180条の5第2項に基づき、都道府県に設置された『労使紛争を解決するための専門的な行政機関（いわゆる行政委員会）』です。
- (2) 大分県労働委員会は、知事から任命された公益を代表する「公益委員」、労働者を代表する「労働者委員」、使用者を代表する「使用者委員」の公労使三者同数の15名の委員で構成されており、労使それぞれの立場を反映させながら中立公正な紛争処理を行っています。

また、委員会の事務を整理するために事務局が置かれています。



- (3) 労使間の諸問題は、労使双方が誠意を持って話し合い、自主的に解決することが最も望ましい姿ですが、話し合いがまとまらず、当事者間で解決することが困難な場合があります。このような場合、公平な第三者として労使を仲立ち、よりよい労使関係を形成するための手伝いをするのが労働委員会です。

### 2 労働委員会の仕事

労働委員会の仕事は、大きく分けると次の三つが主なものです。

労働組合法に基づき、集団的労使関係に関わる

- ① 不当労働行為の審査、判定を行う機能（審査機能、準司法機能）
- ② 労働争議のあっせん、調停、仲裁を行う機能（調整機能）

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、知事から事務委任された

- ③ 個別労働関係紛争のあっせん（調整機能：平成14年4月から実施）

その他に、労働組合の資格審査、争議行為の予告通知と発生通知の受理及び労働争議の実情調査があります。

また、あっせん等に取り組む前段として、労働相談も行っております。

### 3 労働委員会の特色

労働委員会の特色としては、手数料などが無料であることに加え、原則として、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者で解決に当たる点が挙げられます。

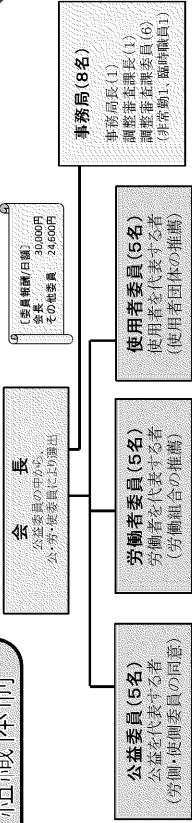
公労使の三者委員は、一致団結して事件処理を進めており、当事者双方の主張を十分聴いた上で、解決のための合意形成を図ったり、法のルールに基づく命令を発します。

# 大分県労働委員会の概要

## 労働委員会とは

- 【位置付け】  
労働委員会は、労働者の団結等の保護及び労働組合と企業との紛争解決を図るため、労働組合法に基づいて設置された三者構成（公益委員、使用者委員、労働者委員）の独立行政委員会。
- 【職務】  
① 不当労働行為事件の審査、労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）、労働組合の資格審査（労働組合法）  
② 知事から事務委任（H14年4月）による個別労働関係紛争のあっせん（個別労働紛争法）
- 【特色】
- ・法律上唯一認められた労働争議の調整を行う公的機関。
  - ・公正中立な第三者として労使を中立らし、よりよい労使関係を形成するための手伝いをする。
  - ・手数料無料。手続き簡便。処理迅速。（あっせん）
  - ・白黒を付けるのではなく互いの歩み互いによる解決を目指す。非公開。（あっせん）

## 組織体制

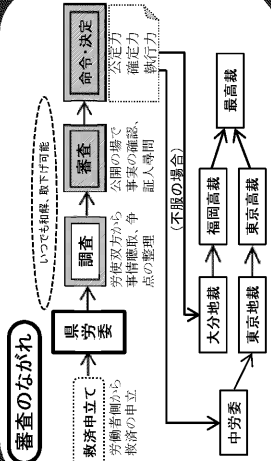


- ・定例総会 毎月2回  
・臨時総会 改選時等
- ・不当労働行為審査事件・公・労・使各2名、計6名にて審査  
・労働争議、個別労働関係紛争・公・労・使各1名、計3名にて調整

## 主な4業務

### 不当労働行為事件

- 不当労働行為とは・・・  
使用者が労働組合又は労働者に対して行う行為  
① 労働組合への加入、結成、組合の正当な行為等を理由として解雇、不利益な取扱いをすること。  
② 労働者の代表と団体交渉を正当な理由なく拒むこと。  
③ 労働者が組合を結成し、若しくは運営することを支配又は介入すること。  
④ 労働委員会への不当労働行為救済申立等を理由とする不利益取扱いを行うこと。



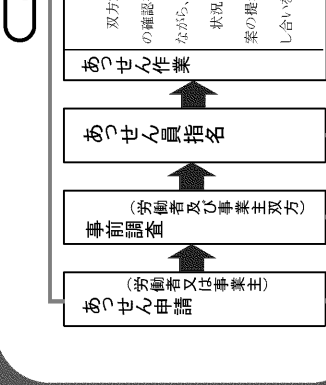
実績・主な事例 (貨物送達業)

年	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	0	0	0	1	0	1

・荷主の契約解除を理由に会社側が組合員の配置転換を行った。  
・組合は、配置転換とそれに伴う賃金低下は不利な取扱いとして救済を申し立てた。  
・会社側は、配置転換は荷主の契約解除に先行しており、組合員の賃金にも一定の配慮をされており、不当労働行為ではないと主張。  
(申立日(継続中)： H27. 10. 7)

### 労働争議 (集团的労使紛争)

- 労働争議(調整)とは・・・  
労働組合と使用者との間に労働条件や労働関係等に関する紛争が発生し、労使間での自主的な解決が困難な場合に、労使の主張を公正な立場で調整し、紛争の話し合いによる円満な解決の手助けをすること。



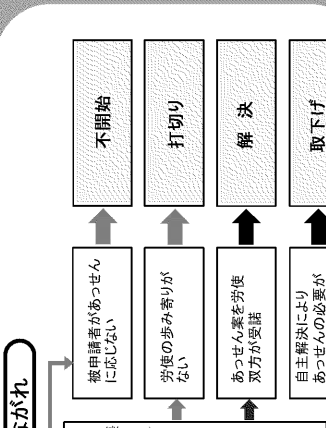
実績・主な事例 (パンプ・糸加工品製造業)

年	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	7	6	6	9	3	4

・会社側が具体的な理由を説明せずに従業員に解雇通知を行った。  
・組合が、従業員の解雇理由の説明、解雇撤回・現職復帰を求めた。  
・解雇通知の撤回、会社都合による退職、解決金の支払いで合意し解決。  
(解決日： H27. 8. 26)

### 個別労働関係紛争

- 個別労働関係紛争のあっせんとは・・・  
個々の労働者と事業主等との間で起きた労働条件等に関するトラブルを解決するため、当事者双方の主張を聴いて、双方の歩み寄りによる円満な紛争解決を手助けをすること。



実績・主な事例 (情報通信業)

年	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	6	5	3	2	3	1

・従業員は、明確な合理的理由もなく、本採用を取消されたことと主張。  
・会社は、従業員とは業務委託関係であり、作業態度や言動の指導をしながら、改善がみられず本採用を取り消したと主張。  
・解決金の支払いで合意し解決。  
(解決日： H27. 9. 11)

### 労働相談

- 【労働相談の目的】
- ・労働争議の未然防止
  - ・将来に向けての労使関係の安定
  - ・あつせん事業の盛り起こし
  - ・労働委員会のPR
  - ・労働実態の把握や解決策の検討を通じた職員の資質向上
- 【狙い】 どんとこい相談【H18.2～実施】  
労働争議を公正中立な立場から解決できざる労働委員会の特性を生かし、労働問題に関する相談を、土日、夜間を含め集中的に実施。(本県独自事業。年2回実施。)
- 【主な相談内容】(27年251件のうち)  
① 賃金 (62件 25% (未払い・28件 11%含む))  
② その他 (62件 25%)  
③ 経営人事 (60件 24% (解雇 20件 8%含む))

平成27年労働相談の実施状況

相談内容別	相談内容別					
	労働者	使用者	団体交渉	経営人事	賃金等	その他
相談件数	111	2	13	9	4	2
集団	3	0	3	2	1	1
個別	108	2	10	7	3	1
計	111	2	13	9	4	2
相談件数	150	8	158	12	60	82
集団	3	0	3	2	1	1
個別	147	8	155	10	59	81
計	150	8	158	12	60	82

## 第2節 委員及びあっせん員候補者

### 1 委 員

当委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員各5名で構成されています。  
委員の任期は2年と定められており、第43期委員は平成26年2月3日付けで任命され、平成28年2月2日に任期が終了しました。  
なお、第44期委員は平成28年2月4日付けで任命されました。

#### 第43期委員名簿（◎会長 ○会長代理）（平成26年2月3日～平成28年2月2日）

区分	氏名	現職	備考
公益委員	◎麻生昭一	弁護士	第39期～
	○鈴木芳明	大分大学経済学部教授	第42期～
	佐藤トモコ	元福岡労働局雇用均等室長	第41期～
	須賀陽二	弁護士	第41期～
	三浦恭子	一級建築士	第43期～
労働者委員	幹事委員 村田正利	連合大分会長	第40期～
	首藤浩二	情報産業労働組合連合会 大分県協議会議長	第42期～
	則松佳子	大分県高等学校教職員組合書記長	第42期～
	松尾竜二	新日鐵住金大分労働組合組合長	第43期～ (平成26年9月22日就任)
	志賀慎二	日本郵政グループ労働組合 大分連絡協議会議長	第43期～
	神田健一	前新日鐵住金大分労働組合組合長	第42期～43期 (平成26年9月21日辞任)
使用者委員	幹事委員 大塚伸宏	大分県経営者協会専務理事	第41期～
	赤松健一郎	三和酒類株式会社代表取締役会長	第40期～
	杉原正晴	大分交通株式会社代表取締役社長	第37期～
	田北裕之	大分製紙株式会社代表取締役社長	第40期～
	馬場ヒロ子	日本連合警備株式会社代表取締役社長	第41期～

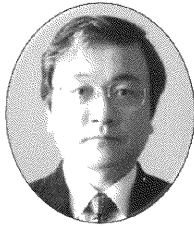
第44期委員名簿（◎会長 ○会長代理）

（平成28年2月4日～平成30年2月3日）

区分	氏名	現職	備考
公益委員	◎ 須賀 陽 二	弁護士	第41期 ～
	○ 鈴木 芳 明	大分大学経済学部教授	第42期 ～
	関 恵 子	元大分県大阪事務所長	第44期 ～
	三 浦 恭 子	一級建築士	第43期 ～
	深 田 茂 人	弁護士	第44期 ～
労働者委員	幹事委員 佐藤 寛 人	連合大分会長	第44期 ～
	松 尾 竜 二	新日鐵住金大分労働組合組合長	第43期 ～
	志 賀 慎 二	日本郵政グループ労働組合 大分連絡協議会議長	第43期 ～
	藤 本 雅 史	情報産業労働組合連合会 大分県協議会議長	第44期 ～
	太 田 美 乃 里	UAゼンセン大分県支部労働組合 男女共同参画推進委員長	第44期 ～
使用者委員	幹事委員 大塚 伸 宏	大分県経営者協会専務理事	第41期 ～
	赤 松 健 一 郎	三和酒類株式会社代表取締役会長	第40期 ～
	杉 原 正 晴	大分交通株式会社代表取締役社長	第37期 ～
	田 北 裕 之	大分製紙株式会社代表取締役社長	第40期 ～
	馬 場 ヒ ロ 子	日本連合警備株式会社代表取締役社長	第41期 ～

# 第43期委員（平成26年2月3日～平成28年2月2日）

## 公益委員



麻生 昭一  
会長



鈴木 芳明  
会長代理



佐藤 トモコ  
委員

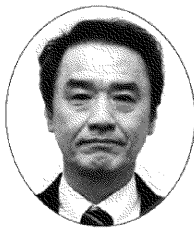


須賀 陽二  
委員



三浦 恭子  
委員

## 労働者委員



村田 正利  
幹事委員



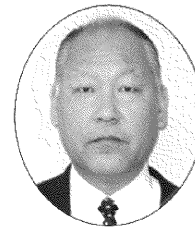
首藤 浩二  
委員



則松 佳子  
委員



松尾 竜二  
委員



志賀 慎二  
委員

## 使用者委員



大塚 伸宏  
幹事委員



赤松健一郎  
委員



杉原 正晴  
委員



田北 裕之  
委員



馬場ヒロ子  
委員



## 第44期委員（平成28年2月4日～）

### 公益委員



須賀 陽二  
会長



鈴木 芳明  
会長代理



関 恵子  
委員



三浦 恭子  
委員



深田 茂人  
委員

### 労働者委員



佐藤 寛人  
幹事委員



松尾 竜二  
委員



志賀 慎二  
委員



藤本 雅史  
委員



太田美乃里  
委員

### 使用者委員



大塚 伸宏  
幹事委員



赤松健一郎  
委員



杉原 正晴  
委員



田北 裕之  
委員



馬場ヒロ子  
委員

## 2 あっせん員候補者

第44期委員の任命（平成28年2月4日付）に伴い、大分県労働委員会委員申合せの規定に基づき、平成28年2月9日付けで、あっせん員候補者の委嘱及び解任を行いました。

（平成28年2月9日現在）

氏 名	現 職	委嘱年月日
須 賀 陽 二	大分県労働委員会会長 公益委員	平22. 2. 9
鈴 木 芳 明	会長代理 公益委員	平25. 2. 26
関 恵 子	公益委員	平28. 2. 9
三 浦 恭 子	〃	平26. 2. 12
深 田 茂 人	〃	平28. 2. 9
佐 藤 寛 人	労働者委員	平28. 2. 9
松 尾 竜 二	〃	平26. 9. 24
志 賀 慎 二	〃	平26. 2. 12
藤 本 雅 史	〃	平28. 2. 9
太 田 美 乃 里	〃	平28. 2. 9
大 塚 伸 宏	使用者委員	平22. 2. 9
赤 松 健 一 郎	〃	平20. 2. 12
杉 原 正 晴	〃	平14. 2. 5
田 北 裕 之	〃	平20. 2. 12
馬 場 ヒ ロ 子	〃	平22. 8. 24
小 嶋 浩 久	大分県労働委員会 事務局長	平26. 4. 8
後 藤 大	〃 調整審査課長	平26. 4. 8

### 第3節 総会及び公益委員会議

労働委員会の重要事項は、すべて合議制の会議で決定され、労委規則第3条第1項に基づく総会及び公益委員会議並びに同条第2項に基づく調停委員会等の会議があります。

#### 1 総 会

総会は委員全員で行い、原則として毎月第2及び第4火曜日に定例総会を開催し、そのほか必要などときには臨時総会を開催することになっています。平成27年中の臨時総会はありませんでした。平成27年中の開催状況は次のとおりです。

#### 総会開催状況一覧表

通算回数	開催期日	主 要 議 題
1559	1. 27	1 平成26年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況の公表について 2 労働相談週間に係るネーミング変更について
1560	2. 10	1 平成26年年末一時金妥結状況について
1561	2. 24	1 (調) 事件 (27年1号) あっせん申請について (申請) 2 「悩まず どんとこい労働相談」週間について (報告)
1562	3. 10	1 (調) 事件 (27年1号) について 2 争議行為予告 3 九州地区労働委員会使用者委員代表者会議について (報告) 4 大分県労働委員会会報 (平成26年版) について
1563	3. 24	1 (調) 事件 (27年1号) について 2 争議行為予告 3 県議会平成27年第1回定例会一般質問について 4 特定独立行政法人の労働関係に関する法律の改正について 5 平成27年度労働委員会主要会議日程 (案) について
1564	4. 14	1 (調) 事件 (27年1号) について 2 (調) 事件 (27年2号) あっせん申請について (申請) 3 争議行為予告 4 九州ブロック労委労協第2回幹事会について (報告) 5 個別労働関係紛争のあっせんに関する要綱の改正について
1565	4. 28	1 (調) 事件 (27年1号) について 2 (調) 事件 (27年2号) について 3 労働委員会事務局職員の異動について (報告)
1566	5. 12	1 (調) 事件 (27年1号) の終結について (解決) 2 (調) 事件 (27年2号) の終結について (打切り) 3 「九州労働委員会会長会議」について (報告)
1567	5. 26	1 「第82回九州労働委員会連絡協議会」について (報告) 2 「2015年度九州ブロック労委労協総会、研修会」について (報告)
1568	6. 9	1 争議行為予告 2 個別紛争処理制度委員会の中間報告 (案) について 3 平成27年度委員研究会について
1569	6. 23	1 (調) 事件 (27年3号) あっせん申請について (申請) 2 平成27年度全国労働委員会会長連絡会議について (報告)
1570	7. 14	1 (調) 事件 (27年3号) について 2 (調) 事件 (27年4号) のあっせん申請について (申請) 3 個別紛争処理制度委員会の中間報告 (案) の検討結果について 4 平成27年度2回目の委員研究会について
1571	7. 28	1 (調) 事件 (27年3号) の終結について (打切り) 2 (調) 事件 (27年4号) について

通算回数	開催期日	主 要 議 題
1572	9.15	1 (調) 事件 (27年4号) 終結について (解決) 2 (個) 紛争 (27年1号) あっせん申請について (申請) 及び終結について (解決) 3 個別紛争処理制度委員会の中間報告 (案) の修正案について 4 平成27年度公労使委員合同研修について (報告) 5 平成27年度個別労働紛争処理制度周知月間における取組 (案) について (報告)
1573	10.13	1 (不) 事件 (27年1号) について (申立て) 2 大分県労働委員会が保有する個人情報保護等に関する規程の一部改正について 3 九州ブロック労委労協第1回幹事会について (報告) 4 九州地区労働委員会使用者委員研修会について (報告)
1574	10.27	1 (不) 事件 (27年1号) について 2 争議行為予告 3 平成27年度九州労働委員会公益委員連絡会議について (報告) 4 個別紛争処理制度委員会中間報告について 5 「悩まず どんとこい労働相談」週間について (報告)
1575	11.10	1 (不) 事件 (27年1号) について 2 争議行為予告 3 委員講話「新規学卒者の採用問題について」(使用者委員)
1576	11.24	1 (不) 事件 (27年1号) について 2 委員講話「NPOの労働環境について」(公益委員)
1577	12. 8	1 (不) 事件 (27年1号) について 2 第671回公益委員会議 (27年11月24日開催) について 3 平成27年度末・28年度大分県労働委員会主要会議等日程 (案) について 4 第70回全国労働委員会連絡協議会総会について (報告) 5 委員講話「高校生の就労時の「公正選考」を求めて」(労働者委員)
1578	12.22	1 (不) 事件 (27年1号) について 2 争議行為予告 3 「悩まず どんとこい労働相談」週間の実施について 4 臨時総会のお知らせ

(不) : 労働組合法第7条の規定に基づく不当労働行為の救済申立て

(調) : 労働関係調整法第2章に規定するあっせん事件

(個) : 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき事務委任され、あっせんを行う紛争

## 2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合法第24条、地方公営企業等の労働関係に関する法律第16条の2の規定により、公益委員のみの権限とされている事項を審議するものです。

平成27年中の開催状況は、次のとおりです。

通算回数	開催期日	主 要 議 題
671	11.24	1 労働者委員推薦に伴う資格審査 (X2組合及びX3組合) について (適合決定)

## 第2章 平成27年における審査・調査の概要

### 1 不当労働行為事件

事件番号	請求する救済の内容	申立 年月日	調査 回数	審問 回数	証人 数	審査の 計画で 定めた 日数	計画変 更によ り増減 した日 数	処理日数			終結 年月日	終結 状況	備考
								審査に 要した 日数	和解に 要した 日数	終結まで に要した 日数			
平成27年 (不) 第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被申立人は、組合員であることを理由として、配車及び賃金について、申請者組合員を差別してはならない。</li> <li>・被申立人は、申請者組合員に対し、配車差別により生じた賃金の差額及び平成27年9月10日以降は差別が是正されるまでの間、配車差別前の平均賃金相当額を支払わなければならない。</li> <li>・ポスト・ノータイス</li> </ul>	27.10.7	1回									翌年に繰越	

### 2 調整事件

#### (1) 労働争議の調整

事件番号	区分	調整事項	申請 年月日	調査 回数	調整 回数	処理 日数	終結 年月日	終結 状況	備考
平成27年 (調) 第1号	あっせん	・使用者の副センター長による組合行事に介入した発言の撤回及び謝罪	27. 2. 12	2回	2回	86	27. 5. 8	解決	
平成27年 (調) 第2号	〃	・パワハラによる損害賠償請求	27. 4. 6	2回	1回	36	27. 5. 11	打ち切り	
平成27年 (調) 第3号	〃	・組合員に、他の従業員と同等の仕事量を確保し、平成27年2月分以前と同等の賃金水準を保障すること	27. 6. 15	2回	1回	43	27. 7. 27	打ち切り	
平成27年 (調) 第4号	〃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員の解雇撤回と職場復帰を議題にした団体交渉を開催すること</li> <li>・組合員の解雇撤回と職場復帰</li> </ul>	27. 7. 2	2回	1回	36	27. 8. 6	解決	

#### (2) 個別労働関係紛争のあっせん

事件番号	区分	調整事項	申請 年月日	調査 回数	調整 回数	処理 日数	終結 年月日	終結 状況	備考
平成27年 (個) 第1号	あっせん	・本採用取り消しの撤回	27. 8. 3	2回	1回	40	27. 9. 11	解決	

### 第3章 審 査

#### 第1節 不当労働行為事件の審査

##### 1 概 況

労働組合法第7条及び第27条の規定に基づく不当労働行為の救済申立てについては、平成27年中は1件であった。

なお、終結事件の平均所要日数の推移は、次のとおりである。

##### 終結事件の平均所要日数

区分 年	終 結 区 分								総 数	
	命 令 ・ 決 定		関 与 和 解		無 関 与 和 解		取 下		件 数	平均所要 日 数
	件 数	平均所要 日 数	件 数	平均所要 日 数	件 数	平均所要 日 数	件 数	平均所要 日 数		
23							1	9,010	1	9,010
24										
25										
26			1	511					1	511
27										
1件当り 平 均			1	511			1	9,010	2	4,761

##### 2 不当労働行為事件審査取扱一覧表

No.	事件 番号	申立人区分	申立日 --- 終結日 ---	審査 委員	参 与 委 員		担 当 職 員	備 考
					労	使		
1	平成27年 (不)第1号	組 合	27.10.7	須賀 鈴木	松尾 志賀	赤松 杉原	堤 和田	①②③ 審査中

※ 備考欄の①②③は、申立事由が労組法第7条の第1号、第2号及び第3号に該当することを示すものである。

### 3 事件の概要

平成27年（不）第1号

(1) 当事者

ア 申立人 X1組合  
イ 被申立人 Y会社

(2) 申立年月日 平成27年10月7日

(3) 担当委員 (審査) 須賀 陽二、鈴木 芳明  
(参与・労) 松尾 竜二、志賀 慎二  
(参与・使) 赤松 健一郎、杉原 正晴

(4) 請求する救済内容

- ① 被申立人は、申立人組合員に対し、組合員であることを理由として、配車及び賃金について申立人組合員以外の運転手との間において差別してはならない。
- ② 被申立人は、申立人組合員に対し、別紙請求一覧表（別紙1）に記載した各人に対応する請求額（1）欄記載の金額と、平成27年9月10日以降、差別が是正されるまでの間、毎月10日限り上記一覧表の各人に対応する請求額（2）の金額を、それぞれ支払わなければならない。  
（別紙1省略）
- ③ 被申立人は申立人に対し、別紙陳謝文（別紙2）を交付するとともに、同陳謝文を本社及び別府営業所の各従業員が常時出入りする入り口に2週間の間掲示しなければならない。  
（別紙2省略）

(5) 申立人の主張要旨

- ① 平成27年1月初め、大口荷主が被申立人との運送契約の一部を解除した。その後、大口荷主の配送業務に従事していた3名の申立人組合員の担当業務がなくなった。その結果、3名の申立人組合員が仕事をさせられずに待機することが多くなり、賃金も減額となっている。これは、労組法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。
- ② 平成27年2月13日及び4月11日に団交を申し入れたが、被申立人は団交の開催をそれぞれ1ヶ月以上も延期し、実際に開催されたのは3月27日と5月29日であった。これらは、労組法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為である。

(6) 被申立人の主張要旨

- ① 大口荷主との寝具部門の契約が解除されたことなどから、会社運営を行うことが困難な状況となったため希望退職を募ったところ、12名の寝具部門の従業員のうち5名が希望退職に応じた。そこで、残りの7名の組合員について、4名を大口荷主の寝具部門以外の業務に、3名の申立人組合員を一般貸切業務に配置転換した。  
一般貸切業務は、荷主の依頼があった都度配送を行うため、仕事量にばらつきがある。現在、当該業務は依頼が少なく残業がないため、残業代の支払はない。それでも、3名の申立人組合員の生活を考慮し、仕事量が少ないときも高い固定給を支給している。当該配置転換及び支給される賃金は、申立人の組合活動の故による不利益取扱いではなく、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為には該当しない。
- ② 申立人からの平成27年2月13日の団交申入れに対し、期日延期の申入れ及び3月2日の週に期日の連絡を行う旨を伝え、申立人は了承した。期日延期等を申し入れたのは、当該団交申入れに係る交渉事項を明確にしてもらう必要があると考えたからである。そこで、申立人に対し、団交を実効的に行うため申入書に記載された事項について回答した上で、交渉事項を明確にすることを求めた。その後、3月6日に申立人から団交事項を明確にした申入れがあったため、3月25日に団交を実施した。  
申立人からの平成27年4月11日の団交申入れに対し、期日を5月以降にして欲しい旨を伝え、申立人は了承した。又、期日は分かり次第連絡する旨も伝えた。その後、申立人から5月12日付け文書で再度団交の申入れがあった。当該申入書には、団交日時等については申立人の都合で記載しているため、被申立人に異議、要望等がある場合には連絡することとし、5月末日を過ぎて返答することはないようにとの記載があったため、それに応じて5月29日に団交を実施した。  
以上のように、被申立人は誠実な対応をしており、労組法第7条第2号及び第3号の不当労働行為には該当しない。

(7) 審査等経過

平成27年10月15日に申立人側の調査を行った。

第2節 再審査事件

平成27年中に当労委の命令・決定を不服とする中央労働委員会への再審査の申立てはなかった。

第3節 行政訴訟事件

平成27年中に当労委の命令・決定を不服とする行政訴訟はなかった。

第4節 労働組合の資格審査

1 概況

労働組合法第5条の規定に基づく組合資格審査について、平成27年中の新規係属件数は3件である。

審査の結果、適合決定したものが2件、翌年に繰り越したものが1件である。

2 組合資格審査取扱一覧表

No.	審査番号	組 合 名	組合 員数	係 属 年月日	係 属 事 由	終 結 年月日	終結 結果
1	平成27年 第1号	X 1 組合	430	27. 10. 7	不当労働行為		次年 繰越
2	平成27年 第2号	X 2 組合	2,098	27. 11. 16	委員推薦	27. 11. 24	適合
3	平成27年 第3号	X 3 組合	103	27. 11. 16	委員推薦	27. 11. 24	適合



## 第 4 章 調 整

### 第 1 節 労働争議の調整

#### 1 概 況

労働争議の調整には、労働関係調整法第 2 章、第 3 章及び第 4 章にそれぞれ規定するあつせん、調停、仲裁があるが、平成 27 年の取扱状況は、次のとおりである。

#### (1) 調整事件調整件数

平成 27 年の取扱件数は、あつせん 4 件であり、すべて新規係属事件である。

#### (2) 申請者別、主要調整事項別、産業別申請状況

新規係属事件 4 件は、すべて労働組合からの申請によるものであり、うち 2 件が合同労組からの申請である。

主要調整事項別では、解雇が 1 件、配置転換が 1 件、その他が 2 件となっている。

産業別では、製造業 1 件、運輸業 2 件、卸売業・小売業 1 件となっている。

#### (3) 終結状況

係属事件 4 件は全て終結した。終結内訳は、解決 2 件、打切り 2 件となっている。

#### (4) 終結事件処理日数

終結事件のうち、最も短いものは 36 日、最も長いものは 86 日で、1 事件当たりの平均処理日数は 50.3 日となっている。

#### 調整区分別申請及び調整件数

区分		年										
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
新 規 申 請	あ つ せ ん	5		3	3	7	6	6	9	3	4	46
	調 停											
	仲 裁											
	小 計	5		3	3	7	6	6	9	3	4	46
前年からの繰越(あつせん)		1			1			1				—
取 扱 件 数		6	0	3	4	7	6	7	9	3	4	—

#### 申請者別申請件数

区分		年										
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
組 合 申 請		4		3	3	7	6	6	9	3	4	45
使 用 者 申 請		1										1
双 方 申 請												
職 権												
合 計		5	0	3	3	7	6	6	9	3	4	46

主要調整事項別申請件数

区分		年										
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
経済的事項	賃上げ					1						1
	一時金	1			1	1						3
	解雇手当											0
	その他	2										2
	小計	3	0	0	1	2	0	0	0	0	0	6
非経済的事項	労働協約							1	1			2
	解雇	1			1	2		1	2		1	8
	団交促進	1			1	1	5	3	4	1		16
	配置転換・出向			1				1		1	1	4
	その他			2		2	1		2	1	2	10
小計	2	0	3	2	5	6	6	9	3	4	40	
合計		5	0	3	3	7	6	6	9	3	4	46

産業別申請件数

区分		年										
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
< 製造業 >				1		1					1	3
食料品製造業				1		1						2
パルプ・紙・紙加工品製造業											1	1
< 情報通信業 >				1								1
通信業				1								1
< 運輸業 >		2			1		1	1			2	7
鉄道業											1	1
道路旅客運送業		1										1
道路貨物運送業		1			1		1	1			1	5
< 卸売業、小売業 >						1	1		2	1	1	6
< 不動産業、物品賃貸業 >						1						1
< 学術研究、専門・技術サービス業 >						1			1			2
技術サービス業						1			1			2
< 宿泊業・飲食サービス業 >									1			1
< 生活関連サービス業 >												0
< 医療、福祉 >						2	1	3	5	1		12
医療業						1	1	3	5	1		11
社会保険・社会福祉・介護事業						1						1
< 教育、学習支援業 >		1		1	1		3					6
< 複合サービス業 >		2										2
森林組合		1										1
事業協同組合		1										1
< サービス業 >					1	1		2		1		5
その他の事業サービス業												0
労働者派遣業					1							1
廃棄物処理業								1		1		2
自動車整備業												0
その他のサービス業						1		1				2
計		5	0	3	3	7	6	6	9	3	4	46

### 終結状況・解決率

区分	年										
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
解 決	2		1	2	1	5	3	2		2	18
打 切 り	1				2		1	1	1	2	8
取 下 げ					1		3	3	2		9
規則65条2項(不開始)	3		1	2	3			3			12
合 計	6	0	2	4	7	5	7	9	3	4	47
解 決 率 (%)	66.7	—	100	100	33.3	100	75.0	66.7	0	50.0	69.2

注1) 繰越事件は、最終年で計上している。

注2) 解決率は、平成24年から中労委にあわせて見直したため、23年以前の会報の解決率とは一致しない。

$$\text{解決率} = \frac{\text{解決件数}}{\text{取下げ・不開始を除く最終結件数}} \times 100$$

### 終結事件処理日数

区分	年										
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
10日以下				2	1						3
11～20日	1		1		2		1	3	1		9
21～30日	4				4		1	2	1		12
31～60日			1	1		3	3	4		3	15
61～90日	1					1	2			1	5
91日以上				1		1			1		3
件 数 計	6	0	2	4	7	5	7	9	3	4	47
延べ処理日数	197	—	53	164	154	360	315	265	152	201	1,861
1件当たり平均処理日数	32.8	—	26.5	41.0	22.0	72.0	45.0	29.4	50.7	50.3	39.6

注1) 繰越事件は、最終年で計上している。

注2) 処理日数は、申請月日(当日を含む)から最終月日(当日を含む)までの日数をいう。

## 2 労働争議調整事件調整状況一覧表

No.	事件番号	調整区分	業種	申請者	申請年月日	従業員数	組合員数	あっせん事項	あっせん員 (公) (労) (使)	調整経過	結年月日	処理日数	終結状況	担当職員
1	27年(調) 1号	あっせん	鉄道業	組合	27. 2. 12	800	21	・被申請者の副センター長による組合行事に介入した発言の撤回及び謝罪	麻志大 生賀塚	27. 2. 12 事前調査 (申請者) 27. 2. 18 事前調査 (被申請者) 27. 3. 19 第1回あっせん 27. 5. 8 第2回あっせん	27. 5. 8	86	解決	堤 佐藤 和田
2	27年(調) 2号	あっせん	卸売業 小売業	組合	27. 4. 6	500	209 (1)	・パワハラによる損害賠償請求	佐松大 藤尾塚	27. 4. 6 事前調査 (申請者) 27. 4. 21 事前調査 (被申請者) 27. 5. 11 第1回あっせん	27. 5. 11	36	打切り	堤 佐藤 和田
3	27年(調) 3号	あっせん	道路貨物 運送業	組合	27. 6. 15	60	441 (11)	・組合員3名に、他の従業員と同等の仕事量を確認し、2月分以前と同等の賃金水準を保障すること	鈴首赤 木藤松	27. 6. 15 事前調査 (申請者) 27. 6. 22 事前調査 (被申請者) 27. 7. 27 第1回あっせん	27. 7. 27	43	打切り	堤 和田
4	27年(調) 4号	あっせん	製造業	組合	27. 7. 2	88	55	・組合員の解雇撤回と職場復帰を議題とした団体交渉の開催 ・組合員の解雇撤回と職場復帰	須村杉 賀田原	27. 7. 2 事前調査 (申請者) 27. 7. 6 事前調査 (被申請者) 27. 8. 6 第1回あっせん	27. 8. 6	36	解決	堤 中尾

注1) 処理日数は、申請月日(当日を含む)から終結月日(当日を含む)までの日数をいう。

注2) 組合員数欄の括弧書きは、当該事業所における組合員数である。

### 3 事件の概要

#### (1) 平成27年(調)第1号あっせん事件

当事者	申請者	A労働組合
	被申請者	B株式会社C支社 業種 鉄道業
申請年月日	平成27年 2月12日	
終結年月日	平成27年 5月 8日	
終結区分	解決	
あっせん事項	被申請者の副センター長による組合行事に介入した発言の撤回及び謝罪	
あっせん員	麻生昭一(公)、志賀慎二(労)、大塚伸宏(使)	
事件の概況	<p>1 申請者の主張 自主的な組合活動として、毎年旅行会を実施している。平成26年度の旅行先を決定した後、年休を申請する際に、被申請者の副センター長から申請者組合員に対し、「申請者は増収に貢献していない。お中元にも協力的でない。旅行くらいBの企画商品を使ってもよいではないか。申請者の旅行はBの企画商品ではないので、今までのように年休を優先取得できない。」旨の発言があった。上記発言は、被申請者による、職制を使った組合の自主的な活動への不当な介入である。</p> <p>2 被申請者の主張 被申請者の副センター長の上記発言は、事実である。しかし、当該発言は、「申請者に旅行に行かせてやりたいので、Bの企画商品を使ってくれば年休の優先度が上がるかも知れない。」との思いから発せられたものである。副センター長の上記発言は、高圧的ではなく、Bのキャンペーン商品を利用してもらいたいという趣旨である。</p> <p>3 あっせんの経緯及び結果 3月19日に第1回あっせんを行った。 被申請者は、年次有給休暇の取得とBの企画商品の利用とを絡ませた点、当該企画商品の利用状況について他の労組と比較した点等で、発言に配慮に欠ける点があったことは認めた。また、申請者は、被申請者が発言に配慮に欠ける点があったことを認め、今回のような内容の発言が繰り返されないよう約束することで折り合いを付けられないか説得した。この提案に対し、申請者から前向きな回答があったため、あっせん員協議の結果、協定書案を作成し、両者に提案した。これに対し、被申請者からは、一度持ち帰って検討させて欲しい旨の回答があった。そこであっせん員があっせん継続について両者の意向を確認したところ、両者ともに同意したことから、あっせん継続となった。 5月8日に第2回あっせんを行った。 被申請者からあっせん員作成の協定書案を変更した対案の提出があった。これを受け、労側あっせん員が、被申請者の作成した対案及び被申請者の説明を申請者に伝えた。申請者は、被申請者が提出した対案中の表現で「副センター長の発言」であると認定できることで、被申請者が個人を特定する形での表記を望まないことについては、一定の理解を示した。しかし、申請者は、「対案中の嚴重注意の具体的内容が不明である。被申請者にどのようなことをするのか説明を求めたい。」と主張した。そこで、使側あっせん員が被申請者に嚴重注意の具体的内容を確認したところ、被申請者からは、「今回のあっせん申請に至った事実を、業務的指導をする者に伝え、今後は配慮するよう注意する。また、新任で当該管理を行う者に対しても、研修の場で伝える。」との説明があった。また、被申請者は、対案の文言の変更は難しいが、嚴重注意の具体的内容を協定書締結時に口頭で行うことはできるとの回答であった。これを受け、労側あっせん員が申請者に対し、被申請者提出の対案を協定書とし、併せて嚴重注意の具体的内容を被申請者が口頭で説明することを提案したところ、申請者は了承した。そこで、あっせん員立会の下、被申請者が嚴重注意の具体的内容を口頭で説明した上で、協定書を締結し、本件紛争は解決、終結した。</p>	

(2) 平成27年(調)第2号あっせん事件

当事者	申請者	D労働組合
	被申請者	E株式会社 業種 卸売業、小売業
申請年月日	平成27年 4月 6日	
終結年月日	平成27年 5月 11日	
終結区分	打切り	
あっせん事項	パワハラによる損害賠償請求	
あっせん員	佐藤トモコ(公)、松尾竜二(労)、大塚伸宏(使)	
事件の概況	<p>1 申請者の主張</p> <p>平成26年4月 申請者組合員は、パートタイム従業員(契約期間1年)として採用され、被申請者の店舗で働き始めた。</p> <p>6月30日、ベテランパートタイム従業員の権限を越えての指導の是正や職場環境の改善を本社の本部長に申し入れた。</p> <p>7月2日、申請者組合員は店長に、店舗のバックヤードに呼び出され、「本社の本部長に連絡しましたね。大分店、大丈夫かとおおごとになっている。なぜ、店長を飛び越えて相談したんだ。ベテランパートタイム従業員の注意をきついと感じていないパート従業員もいる。ベテランパートタイム従業員には店舗にいて欲しい。」と15分間ほど執拗に叱責された。</p> <p>7月3日、申請者組合員は本社本部長に7月2日の店長の言動を伝え、本部長が今回の職場環境改善の相談をどのような形で店長に伝えたか聞いたところ、本部長からは、「店長は趣旨を違うように受け取ったのではないか。再度店長に言おう。」との回答であった。</p> <p>その後、店長から申請者組合員に話しはなく、体調不良、精神不安定の中、申請者組合員は勤務だけは続けた。</p> <p>7月20日、再度申請者組合員は店長に、バックヤードに呼び出され、強い口調で、「はっきり言います、いまの働き方は迷惑です。」「僕を無視して。」と言われた。申請者組合員は、意を決して、店長に対して「あれは、パワハラだったと思います」と発言した</p> <p>7月末、申請者組合員は被申請者を退職した。</p> <p>平成26年8月27日に店長及び本部長の謝罪と慰謝料の請求を求めて被申請者宛文書を提出したが、被申請者からは、社会保険労務士と相談の結果、スタッフの言動は指導の範囲内であるとして、交渉を拒否する電話連絡があった。</p> <p>9月11日、労働局長あて、パワハラ行為を理由として、店長及び本部長の謝罪と慰謝料の請求をあっせん事項として申請したが、被申請者からはあっせん不応諾の回答があった。</p> <p>平成27年1月16日と3月20日、申請者と被申請者の間で「パワハラによる損害賠償請求」を議題として、2回の団体交渉が行われた。2回目の団交で、申請者は店長の行為は、パワハラであると主張した。</p> <p>被申請者から「店長の発言を含め一連の事実行為は認めるが、今回の問題については第3者の判断を仰ぎたい。その席には着きます。」との発言があった。これを受けて、申請者は平成27年4月6日、労働委員会へあっせん申請を行った。</p> <p>店長の行為は、パワハラ=職務上の地位や人間関係を背景に業務の適正な範囲を超えて、精神的肉体的苦痛を与える行為である。</p> <p>パワハラ的事实を認めたのであれば、解決(金銭)のための話を具体的にしよう。</p>	

## 2 被申請者の主張

店長について、従業員管理の研修が十分にできていなかったとの認識はある。その点については、会社に非があると言われても仕方がない。本部長は店長に当事者間での、当該問題についての話し合いの禁止や、相談者への報復の禁止を伝えていない。店長に相談者の氏名を告げている。この点については、2回目の団体交渉で申請者からの指摘もあり、苦情・相談の対応に手抜かりがあったとは考えている。

店長及び本部長の謝罪と慰謝料請求を求めた被申請者宛文書や申請者の労働局へのあっせん申請については、被申請者にとっては初めての経験で、また、なぜ退職前に相談しなかったのかとの思いと唐突に金額の話が出てきた事から、管理者及びスタッフに業務の適正な範囲を超える言動はなかったとして、交渉やあっせんに応諾しない旨の回答をしたものである。

苦情・相談の対応に手抜かりがあったとは考えている。

しかし、今後の指標にもなるので、名目がはっきりしない金は出せない、裁判等で白黒をはっきりしてくれた方がいい。

## 3 あっせんの結果

損害賠償の支払いを必要とする不法行為とは断定はできないが、今回の事件をきっかけに申請者組合員が退職しており、店長によるパート従業員への指導監督や申請者組合員による苦情・相談の申立てに係る対応において不適切な点があったことを認めたのであれば、解決金による紛争解決も可能か打診した。被申請者は、不適切な点があったことを文書で謝罪をすることは可能であるが、裁判等によるのでなければ金銭による紛争解決は名目が何であれできないと回答があった。

申請者にその旨を伝えたところ、申請者は文書による謝罪は評価するが、金額には拘わらないので、解決金による紛争解決に向再度被申請者に働きかけて欲しいとの回答があり、再度、解決金による紛争解決の歩み寄りを促したが、被申請者の態度は変わらなかった。

被申請者の最終回答を、申請者に伝えたところ、申請者としては、被申請者の回答には応じられないとの最終的な見解を示したため、あっせん員協議の結果、双方の合意を得ることは難しいと判断して、あっせんに打ち切ることを決定した。

(3) 平成27年(調)第3号あっせん事件

当事者	申請者	F労働組合
	被申請者	G株式会社 業種 道路貨物運送業
申請年月日	平成27年 6月15日	
終結年月日	平成27年 7月27日	
終結区分	打切り	
あっせん事項	組合員3名に、他の従業員同等の仕事量を確保し、2月分以前と同等の賃金水準を保障すること	
あっせん員	鈴木芳明(公)、首藤浩二(労)、赤松健一郎(使)	
事件の概況	<p>1 申請者の主張 被申請者の仕事の大半が特定大口荷主のチャーター便である。申請者組合員の大半が当該チャーター便業務に従事していた。平成27年1月はじめに特定大口荷主が被申請者との契約を一部解除したことによる仕事量の減少を理由に、契約解除のあった当該チャーター便業務に従事していた申請者組合員が一般の貸切貨物業務へ配転され、仕事量が減少し、賃金が今年3月から大幅に下がった。仕事量の確保による賃金の保障を求めて被申請者と団体交渉を行ったが、交渉は決裂した。 一部の従業員だけ仕事をさせずに、極端に賃金を下げるようなことは不当である。</p> <p>2 被申請者の主張 申請者組合員の月額給与の減少は、特定大口荷主の契約解除により仕事量が激減したことが原因である。経営的に厳しい状況の中、3名の申請者組合員については一般の貸切貨物に配置転換した後も激変緩和策としてチャーター便の時の高めの日当で給与計算する等、賃金については配慮している。また、一般の貸切貨物の仕事も増えていない状況であり、3名の申請者組合員に以前と同様の仕事量を確保することは困難である。</p> <p>3 あっせんの経緯及び結果 7月27日に第1回あっせんを行った。 被申請者側は、「申請者組合員は、特定大口荷主からたびたび注意を受けており、指導するが改善されない。しかも特定大口荷主以外からも同様の苦情が寄せられている。それらの苦情が原因で、申請者組合員には、残ったチャーター便の応援要員としての仕事も回せない。申請者組合員に仕事を回せば、苦情が来て契約を解除されるおそれがあり、他の従業員の仕事を減らしてまで申請者組合員に回すような対応はできない。」と主張した。 また、申請者組合員の給与水準に係る経営状況の説明についても、被申請者側は、「団交の席で経営状況をたびたび説明するが、数字を信用せず話にならない。説明しても無駄だと思う。」と不信感があり、消極的であった。 そこで、被申請者が経営努力を行い、申請者も協力するようなことで、折り合いが付けられないか調整したが、申請者側は、「営業努力をしているが経営状況が悪く、労働条件の改善が難しいと言い訳するのは、被申請者側のいつもの手段であり、信用できない。」との回答であった。 以上の経緯により、あっせん員協議の結果、双方の合意を得ることは難しいと判断して、本あっせんに打ち切ることを決定した。</p>	



(4) 平成27年(調)第4号あっせん事件

当事者	申請者	H労働組合
	被申請者	株式会社I 業種 パルプ・紙・紙加工品製造業
申請年月日	平成27年 7月 2日	
終結年月日	平成27年 8月 6日	
終結区分	解決	
あっせん事項	①組合員の解雇撤回と職場復帰を議題とした団体交渉の開催 ②組合員の解雇撤回と職場復帰	
あっせん員	須賀陽二(公)、村田正利(労)、杉原正晴(使)	
事件の概況	<p>1 申請者の主張</p> <p>平成27. 6. 8 組合員が会社から解雇通告を受ける。(解雇日 平成27年7月8日) 具体的理由を説明せず。平成27. 6. 15 組合執行部が、会社に組合員の解雇撤回と職場復帰を求めたが、解雇の理由となる組合員の行動については全く具体的説明がなかった。平成27. 6. 26 組合が文書で再度団体交渉を求めたが会社が開催を拒否し、以後進展なし。</p> <p>組合員の解雇を議題とした最初の団交で、解雇理由について具体的な説明をせず、再度の団交の申入れについても、開催を拒否するなど、会社の態度は団交拒否、不誠実団交である。組合員の解雇については、明確な解雇理由が説明されず、その後の説明された理由も不合理で不当なものであり、解雇は無効であるので、解雇を撤回し、職場復帰を求める。</p> <p>2 被申請者の主張</p> <p>従業員の行動が、就業規則 第37条(懲戒の事由)(3) 素行不良で社内の秩序及び風紀を乱したとき。(5) 会社の名誉信用を傷つけたときに該当することを理由に解雇する。</p> <p>6月29日、解雇予告した申請者組合員あてに、解雇理由証明書を提出した。内容は下記のとおりである。</p> <p>(1) 26年4月 古紙班長からRPF班長に職場配転を実施したが、班長を断られた。就業規則 第37条の2項(3) 正当な理由なく、しばしば業務上の指示・命令に従わなかったときに抵触</p> <p>(2) 上司に声を掛け、会社を困らせる目的で、一緒に会社を退職しないかと持ちかけたと周囲の人に、本人が吹聴した。26年4月～5月 ほぼ毎日(約1月) 就業規則 第37条の1項(3)に抵触</p> <p>(3) 会社を困らせる行動を継続していると、会社は無くなるかもしれないと周囲に不安を与える話を周囲の人に、本人が吹聴した。26年4月～5月 4・5回 就業規則 第37条1項(5)に抵触</p> <p>(4) 27年5月、管理者2名を含む7名参加の職場会議の中で、同僚を恫喝した。就業規則 第37条1項(3)に抵触</p> <p>(5) 27年5月春闘合意協定、36協定で合意せず会社を困らせようとした。</p> <p>本人が会社役員に対して、時間外協定を締結せず会社を困らせると発言した。就業規則 第37条1項(3)に抵触</p> <p>3 あっせんの結果</p> <p>8月6日に、第1回あっせんを実施。解雇通知の撤回、7月15日付けの退職勧奨による会社都合退職、解決金の支払いで合意し、あっせん員立会いのもとに協定書を締結して本争議は解決し、終結した。</p>	

## 第2節 個別労働関係紛争のあっせん事件

### 1 概 況

#### (1) あっせん事件調整件数

平成27年の取扱件数は1件であり、すべて新規係属事件である。

#### (2) 申請者別、あっせん事項別、産業別申請状況

新規係属事件1件は、労働者からの申請によるものである。

あっせん事項別では、普通解雇となっている。

産業別では、通信業となっている。

#### (3) 終結状況

係属事件1件は終結した。終結内訳は、解決となっている。

#### (4) 終結事件処理日数

終結事件の処理日数は40日で、1事件当たりの平均処理日数は40.0日となっている。

### 個別労働関係紛争のあっせん事件申請及び調整件数

年 区分	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
新規申請件数	4	3	3	4	6	5	3	2	3	1	34
前年からの繰越件数	1	1	1				1	1			—
取扱件数	5	4	4	4	6	5	4	3	3	1	—

### 申請者別申請件数

年 区分	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
労働者申請	4	3	3	4	6	5	3	2	3	1	34
使用者申請											
双方申請											
合計	4	3	3	4	6	5	3	2	3	1	34

あっせん事項別申請件数

区分	年										
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
取扱件数	5	4	4	4	6	5	4	3	3	1	39
経営又は人事	6		2	1	3	3	3	4	2	1	25
解雇	2		1	1		3	3	2	2	1	15
配置転換、出向・転籍	1				2			2			5
復職					1						1
退職	2										2
勤務延長、再雇用			1								1
その他経営又は人事	1										1
賃金等	1	5	4	3	4	1	3	1	1		23
賃金未払い		1	2	2	2	1		1	1		10
賃金増額					1						1
賃金減額	1		1		1		1				4
一時金				1							1
退職一時金		2					1				3
解雇手当		1									1
諸手当							1				1
その他賃金		1	1								2
労働条件等	1				1				1		3
年次有給休暇									1		1
時間外労働											0
安全・衛生	1										1
労働保険											0
その他の労働条件等					1						1
職場の人間関係	2	1		1	2	1					7
セクハラ					1						1
嫌がらせ	2	1		1	1	1					6
その他		2	2	1	1	4	1		1		12
その他		2	2	1	1	4	1		1		12
総計	10	8	8	6	11	9	7	5	5	1	70

注) 件数は、1件当たり複数の項目があるため、申請件数とは一致しない。

産業別申請件数

区分	年										
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
農業						1					1
建設業			1	1							2
製造業	1	2			1	1	1				6
（食料品製造業）		1									1
（木材・木製品製造業）		1									1
（印刷・同関連業）											0
（プラスチック製品製造業）					1						1
（業務用機械器具製造業）	1						1				2
（その他の製造業）						1					1
情報通信業				1						1	2
（通信業）				1						1	2
運輸業	1		1					1			3
（道路旅客運送業）			1								1
（道路貨物運送業）	1							1			2
卸売業・小売業	1		1		1		1	1			5
金融業・保険業											0
不動産業											0
宿泊業、飲食サービス業		1			1		1		1		4
（宿泊業）							1				1
（飲食店）		1			1				1		3
生活関連サービス業					1				1		2
（美容業）					1						1
（娯楽業）									1		1
教育・学習支援業					1						1
（学習塾）					1						1
医療・福祉	1			1	1						3
（医療業）	1										1
（社会保険・社会福祉・介護事業）				1	1						2
サービス業				1		3			1		5
（自動車整備業）						1					1
（労働者派遣業）											0
（その他の事業サービス業）				1							1
（その他のサービス業）						2			1		3
合 計	4	3	3	4	6	5	3	2	3	1	34

### 終結状況・解決率

区分 \ 年	年										
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
解 決	1			1	2	3	1	3	1	1	13
打 切 り			2		3				1		6
取 下 げ	2	1	1	1		1	2		1		9
不 開 始	1	2	1	2	1						7
合 計	4	3	4	4	6	4	3	3	3	1	35
解決率 (%)	100	—	—	100	40.0	100	100	100	50.0	100	68.4

注) 解決率は、平成24年から中労委にあわせて見直したため、23年以前の会報の解決率とは一致しない。

$$\text{解決率} = \frac{\text{解決件数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$$

### 終結事件処理日数

区分 \ 年	年										
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
10 日 以 下	1	1	1	1	1		2				7
11 ~ 20 日	1	1	1	1		1					5
21 ~ 30 日				1	1	1		1	2		6
31 ~ 60 日	1		2	1	3	2	1	2	1	1	14
61 ~ 90 日											0
91 日 以 上	1	1			1						3
件 数 計	4	3	4	4	6	4	3	3	3	1	35
延 べ 処 理 日 数	155	88	109	97	280	129	62	114	88	40	1,162
1 件 当 たり 平 均 処 理 日 数	38.8	29.3	27.3	24.3	46.7	32.3	20.7	38.0	29.3	40.0	33.2

注1) 繰越事件は、終結年で計上している。

注2) 処理日数は、申請月日（当日を含む）から終結月日（当日を含む）までの日数をいう。

## 2 個別労働関係紛争事件調整状況一覧表

No.	事件番号	申請者	申請年月日	業種	従業員数	あっせん事項	あっせん員 (公) (労) (使)	調整経過	結年月日	処理日数	終結状況	担当職員
1	27年(個) 1号	労	27. 8. 3	通信業	47	・本採用取消の撤回	三浦 則馬	27. 8. 3 事前調査(申請者) 27. 8. 10 事前調査(被申請者) 27. 9. 11 第1回あっせん	27. 9. 11	40	解決	和田 中尾

注) 処理日数は、申請月日(当日を含む)から終結月日(当日を含む)までの日数をいう。

### 3 事件の概要

#### (1) 平成27年(個)第1号あっせん事件

当事者	申請者	X 1
	被申請者	A 業種 通信業
申請年月日	平成27年 8月 3日	
終結年月日	平成27年 9月 11日	
終結区分	解決	
あっせん事項	本採用取消の撤回	
あっせん員	三浦恭子(公)、則松佳子(労)、馬場ヒロ子(使)	
事件の概況	<p>1 申請者の主張</p> <p>インターネットで被申請者の業務委託の募集案内を見て応募し、採用され、平成27年6月1日から勤務している。業務内容(労働条件)については、文書は交わしていない。6月1日から8月31日までの3ヶ月間は試用期間と言われた。</p> <p>7月初旬、採用後1ヶ月で慣れてもいないのに、1回10件程度の配達を所長から指示された。配達に当たって伝票確認や現物確認作業も伴い、1件当たりの作業に時間がかかるため、「仕事量が多いので、他の従業員と交替させて欲しい。」と所長に頼んだ。その結果、交替させてもらえた。</p> <p>7月30日に所長が「本採用取消通知書」を交付しようとした。取消理由は、「7月初旬の仕事の指示に対し、反論したこと」であった。その日は、同通知書の受け取りを拒んだが、8月1日に再度同通知書の提示があり、受け取った。</p> <p>通知書に記載されている正社員に登用しない理由が明確でなく、合理性もないので、本採用の取り消しには納得できない。</p> <p>2 被申請者の主張</p> <p>配達業務の業務委託を所長が個人で受けており、他の構成員は孫受けとして、所長から業務委託を受けた個人事業主である。内勤(文書作成等)と配達が業務内容である。</p> <p>申請者は配達ミスはないものの、作業手順を積極的に覚えなかったり、具体的に作業の指示をしてもなかなか作業に取りかからないことが多く、何度も改善指導を行ったが改善されなかった。</p> <p>契約書を作成しなかったこと、及び業務委託にもかかわらず知識不足で本採用取消通知書に雇用を前提とした解雇予告の様式を用いたことは不手際だったと今では認識している。</p> <p>本採用取消通知書を交付する際に、取消理由について労働者の態度や言動を挙げて口頭で具体的に説明した。労働者に対しては、8月は日当は支払うが出勤しなくても良いと伝えており、出勤していない状況である。8月分の支払は、所長以下の構成員が供出して出すことにしている。</p> <p>実質的に欠員が出ている状況であり、早く紛争を解決して補充者の募集を行いたい。金額にもよるが金銭的解決も考えている。この支払も構成員の委託料から工面することになる。</p> <p>3 あっせんの結果</p> <p>9月11日に、第1回あっせんを実施。両当事者は金銭的解決による紛争解決に同意した。そこで、解決金額について調整を行い、解決金〇〇円の支払で合意し、あっせん員立会いの下に協定書を締結して本件紛争は解決し、終結した。</p>	

### 第3節 争議行為予告及び労働争議実情調査

#### 1 争議行為予告

労働関係調整法第37条による公益事業の争議予告は44件で、うち当労委が直接受理したものは2件であった。

争議行為予告一覧表

番号	受付 月日	通 知 者	業 種	争 議 項 目	受 付 労 委
1	2.16	国鉄労働組合	陸上旅客	賃上げ要求等	中労委
2	2.24	大分県医療・福祉労働組合連合会	病 院	〃	大分労委
3	3. 2	長崎私交通労働組合	陸上旅客	〃	中労委
4	3. 2	通信産業労働組合中央本部	通 信	〃	〃
5	3. 2	ANAウイングス乗員組合	航 空	〃	〃
6	3. 2	全日本空輸乗員組合	航 空	〃	〃
7	3. 2	全日本空輸乗員組合	航 空	採用数等に関する要求	〃
8	3. 2	全日本空輸乗員組合	航 空	経営監視に関する要求	〃
9	3. 2	全日本建設交運一般労働組合全国鉄道本部	陸上旅客	賃上げ要求等	〃
10	3. 2	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	〃	〃
11	3. 2	全日本赤十字労働組合連合会	病 院	賃金表の改善等	〃
12	3. 9	エヌ・ティ・ティ労働組合	通 信	賃金改善要求等	〃
13	3. 9	日本航空乗員組合	航 空	不当解雇撤回要求等	〃
14	3. 9	日本航空キャビンクルーユニオン	航 空	不当解雇撤回要求	〃
15	3. 9	日本航空(株) (相手方：日本航空乗員組合)	航 空	不当解雇撤回要求等	〃
16	3. 9	日本航空(株) (相手方：日本航空キャビンクルーユニオン)	航 空	不当解雇撤回要求	〃
17	3. 9	ジェイエア乗員組合	航 空	賃上げ要求等	〃
18	3.16	日本私鉄労働組合総連合会	陸上旅客	〃	〃
19	3.16	KDD I 労働組合	通 信	賃金改善要求等	〃
20	3.23	全国港湾労働組合連合会	港 湾	産別制度賃金引き上げ等要求	〃
21	3.30	国家公務員共済組合連合会病院労働組合	病 院	賃金改善要求等	〃
22	5.25	ANAウイングス乗員組合	航 空	乗員養成に関する要求等	〃
23	6. 1	国家公務員共済組合連合会病院労働組合	病 院	夏季一時金要求等	〃
24	6. 1	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	一時金の要求等	〃
25	6. 8	ジェイエア乗員組合	航 空	賃金、待遇に関する要求等	〃
26	6. 8	日本航空乗員組合	航 空	乗員計画に関する要求	〃
27	6. 8	日本航空キャビンクルーユニオン	航 空	不当解雇撤回要求	〃



番号	受付 月日	通 知 者	業 種	争 議 項 目	受 付 労 委
28	6. 8	(株) ジェイエア (相手方: ジェイエア乗員組合)	航 空	賃金、待遇に関する要求等	中労委
29	6. 8	日本航空(株) (相手方: 日本航空乗員組合)	航 空	乗員計画に関する要求	〃
30	6. 8	日本航空(株) (相手方: 日本航空キャビンクルーユニオン)	航 空	不当解雇撤回要求	〃
31	6. 29	日本乗員組合連絡会議	航 空	日本航空が解雇した労働者に関わる要求	〃
32	10. 23	大分県医療・福祉労働組合連合会	病 院	賃金・一時金等	大分労委
33	10. 26	A N A ウイングス乗員組合	航 空	安全運航に関する要求等	中労委
34	10. 26	全日本赤十字労働組合連合会	病 院	一時金の要求等	〃
35	11. 2	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	年末一時金要求等	〃
36	11. 9	国家公務員共済組合連合会病院労働組合	病 院	賃金・冬季一時金等	〃
37	11. 9	日本航空乗員組合	航 空	不当解雇撤回要求等	〃
38	11. 9	日本航空キャビンクルーユニオン	航 空	不当解雇撤回要求等	〃
39	11. 9	ジェイエア乗員組合	航 空	賃金、待遇に関する要求等	〃
40	11. 9	日本航空(株) (相手方: 日本航空乗員組合)	航 空	不当解雇撤回要求等	〃
41	11. 9	日本航空(株) (相手方: 日本航空キャビンクルーユニオン)	航 空	不当解雇撤回要求等	〃
42	11. 9	(株) ジェイエア (相手方: ジェイエア乗員組合)	航 空	賃金、待遇に関する要求等	〃
43	12. 7	長崎私交通労働組合	陸上旅客	労働協約改定	〃
44	12. 14	全日本国立医療労働組合	病 院	賃金・労働条件改善に関わる要求等	〃

## 2 労働争議実情調査

労働委員会規則第62条の2に基づく労働争議の実情調査（労働争議が発生するおそれがある状態も含む）のうち、県内に係るものは35件であった。

### 労働争議実情調査一覧表

事件 番号	受付 月日	組 合 名	争 議 項 目	調 査 月 日	終 結 状 況
1	2.24	大分医療生協労働組合	賃上げ要求等	4.21	解決
2	〃	宇佐病院労働組合	〃	7.28	〃
3	〃	山本病院労働組合	〃	4.18	〃
4	3.2	東久大通運労働組合	〃	5.14	〃
5	〃	臼杵運送労働組合	〃	5.16	〃
6	〃	大分海陸労働組合	〃	4.24	〃
7	〃	ダイヤモンドライン労働組合	〃	〃	〃
8	〃	大分運輸労働組合	〃	〃	〃
9	〃	豊後通運労働組合	〃	5.2	〃
10	3.2	大分赤十字病院労働組合	賃金表の改善等	7.2	〃
11	3.16	大分交通労働組合	賃上げ要求等	4.17	〃
12	〃	大分バス労働組合	〃	〃	〃
13	〃	日田バス労働組合	〃	〃	〃
14	〃	亀の井バス労働組合	〃	〃	〃
15	3.30	国家公務員共済組合連合会病院労働組合新別府支部	賃金改善要求等	11.17	繰越
16	6.1	国家公務員共済組合連合会病院労働組合新別府支部	夏季一時金要求等	7.2	解決
17	〃	豊後通運労働組合	一時金の要求等	6.30	〃
18	〃	東久大通運労働組合	〃	〃	〃
19	〃	臼杵運送労働組合	〃	〃	〃
20	〃	大分海陸労働組合	〃	〃	〃
21	〃	ダイヤモンドライン労働組合	〃	〃	〃
22	10.23	大分医療生協労働組合	賃金・一時金等	12.7	〃
23	〃	宇佐病院労働組合	〃	12.28	繰越
24	〃	山本病院労働組合	〃	〃	解決
25	10.26	大分赤十字病院労働組合	一時金の要求等	〃	繰越
26	11.2	豊後通運労働組合	年末一時金要求等	11.24	解決
27	〃	東久大通運労働組合	〃	12.4	〃
28	〃	臼杵運送労働組合	〃	11.24	〃
29	〃	大分海陸労働組合	〃	〃	〃
30	〃	ダイヤモンドライン労働組合	〃	〃	〃
31	〃	大分運輸労働組合	〃	〃	〃
32	11.9	国家公務員共済組合連合会病院労働組合新別府支部	賃金・冬季一時金等	11.17	繰越

事件 番号	受付 月日	組 合 名	争 議 項 目	調 査 月 日	終 結 状 況
33	12.14	全日本国立医療労働組合大分地区協議会大分支部	賃金・労働条件 改善に関わる要 求等	12.28	繰越
34	〃	全日本国立医療労働組合大分地区協議会別府支部	〃	〃	〃
35	〃	全日本国立医療労働組合大分地区協議会西別府支部	〃	〃	〃

## 第5章 労働相談業務・個別労働紛争処理制度周知月間

### 第1節 労働相談業務の概況

当委員会では、労働関係紛争のあっせんや不当労働行為事件の審査の前段に寄せられる相談、助言等を労働委員会の特性を活かしながら実施した。  
平成27年の実績は次のとおりである。

#### 相談業務の状況（平成27年1月～12月）

区 分	相談者別			内 容 別													
	労働者	使用者	計	団体交渉	経営・人事				賃金等				労働条件等		その他	計	
					解雇	配転	懲戒処分	その他	賃金未払	退職金	時間外手当	その他	年休・休暇	その他			
相談件数	集 団	11	2	13	9	1	1	1	1				1		2	5	21
	個 別	139	6	145	3	19	3	2	32	28	6	2	25	15	38	57	230
	計	150	8	158	12	20	4	3	33	28	6	2	26	15	40	62	251
相談方法	来 所	48	4	52	8	9	1	2	13	9	3	1	10	6	14	23	99
	相談電話	100	4	104	4	11	3	1	20	19	3	1	15	7	23	39	146
	Eメール等	2		2									1	2	3		6
相談のうち、あっせんに至った件数	集 団	3		3	2	1							1		1	1	6
	個 別	1		1		1											1

注1) ( )は使用者からの相談分の再掲

注2) 内容別件数は、1件当たり複数の項目もあるため相談件数と一致しない。

#### 年別相談件数の推移

区 分	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
相談件数	153	149	172	200	246	300	423	383	319	251
うち 相談週間	100	104	123	103	100	134	146	144	119	85

※ 労働相談業務は、平成18年2月開始

## 第2節 労働相談週間

平成27年2月及び10月に、「悩まず どんとこい労働相談週間」を設定し、集中的に相談を受け付けた。その実績は次のとおりである。

### 第1回相談週間【平成27年2月2日（月）～8日（日）】の実績

区分	相談者別			内容別										計	
	労働者	使用者	計	経営・人事				賃金等			労働条件等				その他
				解雇	配転	懲戒処分	その他	賃金未払	退職金	時間外手当	その他	年休・休暇	その他		
相談件数	35	0	35	2			5	7	3	1	6	3	12	10	49
相談方法	来所	8	8				1	2	1	1	4		4	1	14
	相談電話	27	27	2			4	5	2		2	3	8	9	35
	Eメール等														0

注) 内容別件数は、1件当たり複数の項目もあるため相談件数と一致しない。

### 第2回相談週間【平成27年10月1日（木）～7日（水）】の実績

区分	相談者別			内容別										計		
	労働者	使用者	計	経営・人事				賃金等			労働条件等				その他	
				解雇	配転	懲戒処分	その他	賃金未払	退職金	時間外手当	その他	年休・休暇	その他			
相談件数	17	0	17	3	3		2		3			5	3	10	7	36
相談方法	来所	4	4	2	2		1					2	3	5	1	16
	相談電話	13	13	1	1		1		3			3		5	6	20
	Eメール等															0

注) 内容別件数は、1件当たり複数の項目もあるため相談件数と一致しない。

労働相談週間周知のため、関係機関等にリーフレットやチラシを配布するとともに、新聞、テレビ・ラジオ、県・市町村・各種団体等の広報紙・インターネット等による広報を行った。

大分県労働委員会

### 悩まず どんとこい労働相談

○電話での相談：097-536-3650  
097-506-5251  
097-506-5241

○来所での相談：大分県労働委員会事務局  
(県庁舎本館7F 大分市大字町3丁目1-1)  
※土・日に来所相談をされる方は、裏面をご覧ください

実施期間 10月1日(木)～10月7日(水)  
平：日：9時～20時(来所相談の受付は、18時30分まで)  
土・日：9時～17時(来所相談の受付は、16時まで)



大分県労働委員会は、労使紛争を解決するための県の行政機関です。労働相談では、専門的なアドバイスのほか、ご相談内容に応じて、「あっせん制度」のご案内や適切な機関の紹介を行う場合もあります。

大分県労働委員会の「あっせん制度」  
① 当事者双方の主張を丁寧に聴いて、お互いの歩み寄りによる内閣中解決をお手伝いする制度です。  
② あっせん員は、労働問題の専門家であり、経験豊富な労使の二者委員より構成されます。

○ チラシ

○ 求人情報誌掲載記事

### 第3節 個別労働紛争処理制度周知月間

「個別労働紛争処理制度周知月間」（10月）に、以下の取組を実施し、県労委ホームページに「個別労働紛争処理制度周知月間」のページを掲載した。

#### （1）ポスター・リーフレットの配布

- ・ポスター（450部）、リーフレット（1,100部）を国（労働局・労基署・ハローワーク）、県、市町村、労働団体（連合大分・県労連・合同労組等）、使用者団体（経営者協会・商工会議所・商工会等）へ配布した。

#### （2）広報紙への掲載依頼等

- ・県広報担当課（テレビ、ラジオ、新聞）
- ・県以外の広報紙（市町村、商工会議所、商工会連合会、求人情報誌等）

#### （3）『悩まず どんとこい労働相談』週間の実施

- ・10月1日（木）～7日（水）の一週間、平日時間外（20時まで）及び土・日も相談に対応し、労働委員会の周知とあっせん等の掘り起こしを図った。

労働者・事業主のみなさんへ  
労働者のトラブルで悩んでいませんか。

ご存じですか？ **労働委員会**

～雇用のトラブル～  
「あっせん」で解決しませんか？

賃金未払い、セクハラ、職場でのいじめ、パワハラ、労働条件、解雇、配置転換、賃金切下げ

労働者委員、公益委員、使用者委員

**解決**

労働問題の専門家でも経験も豊富な、公労使三者の「あっせん員」が労使双方の当事者の主張を聞いて、話し合いによる円満な紛争解決をお手伝いします。

公正中立、費用は無料、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

**大分県労働委員会**  
〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1 県庁舎本館7階  
相談ダイヤル ☎ 097-536-3650  
FAX ☎ 097-506-1788

◎リーフレット表面（A4版）

**労働委員会**とは？

公益・労働者・使用者の立場を代表する委員で構成された、「労働者と使用者との間のトラブルを解決するため」の専門的な都道府県の行政機関です。

公益委員(内閣任命)、労働者委員、使用者委員

労働委員会のイメージ (三者構成)

**無料** **秘密厳守** で以下の業務を行っています。

**労働相談** 労働問題についての「疑問・質問・お悩み」など、詳しく伺い、解決に向けたアドバイスをします。

解決  
他の機関を利用  
「あっせん制度」を利用

**あっせん制度**

「個々の労働者と事業主の間」で労働条件などのトラブルが発生した場合、当事者からの申請により「あっせん」を行います。

あっせん申請  
事前聞き取り  
あっせん  
解決 打切り 取下げ

詳しくは労働委員会にお気軽にお問い合わせください  
☎ 097-536-3650 相談時間 9:00～17:00 (月～金)

◎リーフレット裏面（A4版）

## 第6章 会議及び研修

労働委員会規則第86条の規定により、委員会相互の間の連絡を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るため、全国又は各地域別に公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長の各連絡会議が設けられている。

このほか、労働問題の適正妥当な解決、事務処理の迅速化を一層促進するため、全国又は各地域別に公益委員連絡会議、調整・審査の各主管課長会議等が開催されている。

平成27年中に開催された諸会議の概要は、次のとおりである。

### 1 全国会議

#### (1) 全国労働委員会会長・事務局長連絡会議

##### ◎ 会長連絡会議

- ①期 日 平成27年6月12日
- ②場 所 群馬県高崎市「高崎ビューホテル」
- ③議題懇談
  - ア「審査手続における和解に向けた取組」
    - (1) 提案理由説明（中労委会長代理）
    - (2) 各ブロック代表都道府県労委会長の発言

##### ◎ 事務局長連絡会議

- ①期 日 平成27年6月11日
- ②場 所 群馬県高崎市「高崎ビューホテル」
- ③議 事
  - ア 審査概況等について
  - イ 調整事件等の概況について
  - ウ 平成27年度公労使委員合同研修について
  - エ 第70回全労委総会について
  - オ 次回の全労委会長・事務局長連絡会議の開催地等について

#### (2) 平成27年度公労使委員合同研修

- ①期 日 平成27年9月3日（全体研修）  
平成27年9月4日（独自研修）
- ②場 所 （全体研修） 東京都「中野サンプラザ」  
（公益委員研修） 東京都「労働委員会会館」  
（労働者委員研修） 東京都「労働委員会会館」  
（使用者委員研修） 東京都「損保会館」
- ③内 容
  - ・全体研修
    - ア 講演「最近の労働委員会を巡って」
    - イ 講演「労働法の基礎－労働法の体系と基本的な考え方－」
    - ウ 講演「労働委員会における紛争処理－個別紛争化の流れの中で－」
    - エ パネルディスカッション  
テーマ「労働委員会における紛争処理－個別紛争化の流れの中で－」
  - ・公益委員研修
    - ア 審査実務研修「事例研究（1事例）」
    - イ 和解実務研修「事例研究（1事例）」
    - ウ 調整実務研修「判例及び事例研究」
  - ・労働者委員研修
    - ア 講演「集団的労使紛争解決－あっせん・不当労働行為救済手続き－」
    - イ 講演「個別的労使紛争解決－労働契約法、個別労使紛争解決促進法」
    - ウ 講演「不当労働行為救済制度」
  - ・使用者委員研修
    - ア 講演「労組法7条の概説と不当労働行為審査制度の概要」
    - イ 講演「使用者委員としての経験談」
    - ウ 講演「労組法上の労働者性、使用者性について」

### (3) 第70回全国労働委員会連絡協議会総会

- ①期 日 平成27年11月19日～20日
- ②場 所 東京都「メルパルクホール」
- ③議 題
  - ア 「労働委員会の活性化について」
  - イ 「労働組合法改正（平成16年）からの10年とこれからの労働委員会の展望について」
- ④講 演
  - 演 題 「平成16年労組法改正と労働委員会」  
講 師 元中央労働委員会会長 上智大学名誉教授 山口 浩一郎 氏
  - 演 題 「労働委員会の運営安定化と活性化」  
講 師 独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長 菅野 和夫 氏

### (4) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

- ①期 日 平成27年11月27日
- ②場 所 東京都「労働委員会会館」
- ③議 題
  - ア 労働委員会活性化のための都道府県労委の取組状況と実例報告  
(新潟、兵庫、茨城、福岡、宮城、大阪、奈良、沖縄、山梨県労委)
  - イ 緊急命令（労組法第27条の20）の実例報告（北海道、島根、香川県労委、中労委）
  - ウ 情報提供「中労委命令・裁判例DBの運用について」（中労委）

### (5) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

- ①期 日 平成27年11月26日
- ②場 所 東京都「労働委員会会館」
- ③議 題
  - ア 中労委事務局説明
    - (1) 調整業務の運営について
  - イ 都道府県労働委員会からの業務報告
  - ウ 都道府県労働委員会等からの事例報告
    - (1) 労働争議調整事件における事例（三重、岐阜県労委）
    - (2) 個別労働紛争事件における事例（静岡、千葉県労委）

## 2 九州地区会議

### (1) 九州労働委員会会長・事務局長会議

#### ◎ 会長会議

- ①期 日 平成27年4月23日
- ②場 所 那覇市「ロワジールホテル&スパタワー那覇」
- ③議 題
  - ア 救済申立の承継及び上部団体の被救済利益について（沖縄県）
  - イ 弁護士による代理人がいない場合の証人尋問敵性証人申請の取扱いについて  
(沖縄県)

#### ◎ 事務局長会議

- ①期 日 平成27年4月23日
- ②場 所 那覇市「ロワジールホテル&スパタワー那覇」
- ③議 題
  - ア 平成26年度九州労働委員会協議会歳入歳出決算（案）の承認について  
(鹿児島県（幹事県）)
  - イ 平成27年度九州労働委員会協議会歳入歳出予算（案）の承認について  
(鹿児島県（幹事県）)
  - ウ 中央労働委員会との労使関係セミナーの共催について（情報交換）（福岡県）
  - エ 労使関係実情調査（意見交換）の実施について（情報交換）（沖縄県）

### (2) 第82回九州労働委員会連絡協議会

- ①期 日 平成27年5月14日～15日
- ②場 所 宮崎市「宮崎観光ホテル」



5月14日

- ・公益委員会議
- ・研修会（講演）
  - 演 題 「非正規雇用を取り巻く最近の立法、裁判例等の動向」
  - 講 師 東洋大学法学部教授・中央労働委員会公益委員 鎌田 耕一 氏

5月15日

- ・本会議
- ・議事
  - ア 労働協約の拡張適用の有無と不当労働行為の成否について
  - イ 複数の労働組合からの同一の要求事項について団体交渉の申入れがなされた事件について

### （3）九州労働委員会公益委員連絡会議

- ①期 日 平成27年10月8日
- ②場 所 鹿児島市「J R九州ホテル鹿児島」
- ③議 題 「審査事件における和解促進に向けた取組について」（鹿児島県）
- ④講 演
  - 演 題 「命令・判例等からみた審査・再審査における手続上の諸問題」
  - 講 師 中央労働委員会公益委員第三部会長 三輪 和雄 氏

### （4）九州労働委員会事務局職員研修会

- ①期 日 平成27年10月9日
- ②場 所 鹿児島市「J R九州ホテル鹿児島」
- ③講 義
  - 演 題 「不当労働行為救済申立て事件における主張立証について」
  - 講 師 中央労働委員会事務局労働専門職（前第一部会担当審査総括室長）池田 稔 氏

### （5）九州労働委員会事務局課長会議

- ①期 日 平成27年9月3日
- ②場 所 佐賀市「グランデはがくれ」
- ③議 題
  - ア 平成28年度九州ブロック労働委員会諸会議開催計画について（鹿児島県）
  - イ 平成28年度調査研究会議の研修内容等について（佐賀県・宮崎県）
  - ウ 申請者から、あっせん事項の追加の申し出があった場合の対応について（福岡県）
  - エ 平成27年度労使関係セミナーの開催準備状況報告（熊本県）
  - オ 新任職員等を対象としたあっせんの実務に関する研修について（大分県）
  - カ 審査事件、調整事件、個別あっせん事件及び労働相談に係る概要の整理方法について（宮崎県）
  - キ 個別あっせんの周知広報等について（鹿児島県）
  - ク 個別あっせんの際の補佐人許可申請があった場合の対応について（佐賀県）

### （6）九州労働委員会事務局調査研究会議（審査部門）

- ①期 日 平成27年1月22日～23日
- ②場 所 鹿児島市「鹿児島県労働委員会審問調整室」
- ③議題検討
  - 1月22日
    - ア 労働組合の資格審査における「労働者が主体となって」の調査及び判定基準について（福岡県）
    - イ 不当労働行為事件における審査指揮について（佐賀県）
    - ウ 組合が求める救済内容と同じような内容の和解案の提示（勧告）について（長崎県）
    - エ 同じ不当労働行為意思に基づく労組法第27条2項の「継続した行為」について（熊本県）
    - オ 関与和解で協定書に加えて特段の手法をとった事例及びその取扱いについて（情

報交換) (大分県)

カ 現業公務員で公正する労働組合(現業評議会等)から救済申立てがあり、審査の結果、不当労働行為が認定された場合の救済内容について(情報交換)(宮崎県)

キ 労働委員会規則32条4項の「相当の期間」及び33条1項1号を適用した事例について(沖縄県)

ク 労働組合資格審査について(情報交換)(鹿児島県)

④研修会

1月23日

場 所 鹿児島市「鹿児島県市町村自治会館」

○演 題 「最近の労働判例の動きや特徴」

講 師 熊本大学大学院法曹養成研究科教授 紺屋 博昭 氏

(7)九州労働委員会事務局調査研究会議(調整部門)

①期 日 平成27年7月16日～17日

②場 所 長崎市「長崎県労働委員会 会議室A」

③議題検討

7月16日

ア あっせん実施会場設営の際の工夫等について(福岡県)

イ 被申請者(使用者側)があっせん不応諾の場合における、労働法規に詳しくない被申請者に対する労働法規の説明について(佐賀県)

ウ 労働争議又は個別労働関係紛争に係る当事者において、自主的解決の努力が不十分と思われる場合のあっせん申請の取扱いについて(情報交換)(熊本県)

エ 業務委託契約と主張する使用者からの個別労働関係紛争あっせん申請について(意見交換及び経験交流)(大分県)

オ 被申請者の都合によりあっせん期日が延長になった事件について(宮崎県)

カ 個別紛争あっせんに係るあっせん案の当事者への説明について(鹿児島県)

キ 強行法規違反及び波及効果が問題となる個別労使関係紛争のあっせんについて(沖縄県)

ク 一つの事件における労使あっせん員の数について(情報交換)(長崎県)

④研修会

7月17日

○演 題 「労働紛争における解決手法の多様化と『あっせん』技術ー労働委員会等の経験からー」

講 師 山口大学名誉教授 柳澤 旭 氏

3 研究・研修

労働委員会関係実務の処理に要求される知識の涵養を図るため、委員、事務局職員及び労働関係職員を対象に委員研究会を開催している。

(1)第74回委員研究会

①期 日 平成27年2月10日

②場 所 大分市「大分県庁舎本館」

③出席者 委員、事務局職員、その他

④講 演

○演 題 「今後の労働法制のあり方」

講 師 労働政策研究・研修機構主席統括研究員 濱口 桂一郎 氏

(2)第75回委員研究会

①期 日 平成27年10月13日

②場 所 大分市「大分県庁舎本館」

③出席者 委員、事務局職員、その他

④講 演

○演 題 「コンビニエンスストア加盟店主の労働者性について」

講 師 岡山県労働委員会会長

(弁護士、岡山大学副学長大学院法務研究科教授(特認))

宮本 由美子 氏

### (3) 第76回委員研究会

- ①期 日 平成27年12月22日
- ②場 所 大分市「大分県庁舎本館」
- ③出席者 委員、事務局職員、その他
- ④講 演
  - 演 題 「労働者の人権・人格権とハラスメントについて」
  - 講 師 東京大学社会科学研究所教授  
(日本労働学会理事、東京都労委公益委員(会長代理))  
水町 勇一郎 氏

### (4) 第66回労働委員会事務局職員中央研修

- ①期 日 平成27年6月8日～6月10日
- ②場 所 東京都「労働委員会会館」
- ③出席者 事務局職員
  - 6月8日 講演「労働委員会事務局職員に期待すること」  
中央労働委員会 労働者委員 長谷川 裕子 氏
  - 講演「労働委員会事務局職員に期待すること」  
中央労働委員会 使用者委員 齋尾 親徳 氏
  - 審査 ○不当労働行為の審査手続について  
東京都労働委員会事務局法務専門課長 村上 英一 氏
  - 調整 ○紛争調整に係る労働法制について  
中央労働委員会事務局調整第一課長 金成 真一 氏
  - 一般企業労働関係調整業務について  
中央労働委員会事務局調整第二課長 矢沢 由宗 氏
  - 個別労働関係紛争処理制度  
中央労働委員会事務局個別労働関係紛争業務支援室長  
橋本 和隆 氏
  - 6月9日 審査 ○命令書(案)の起案のための作業手順  
中央労働委員会事務局審査官 和田 文彦 氏
  - 演 習 不利益取扱い
  - 演 習 団体交渉拒否
  - 調整 ○演 習 受付からあっせんまでの一連の処理を実事例を活用して体  
得させる
  - 都道府県労働委員会の調整事件事例紹介及び中央労働委員会関東区  
域小委員長によるコメント
  - 6月10日 講演「労働法の基礎」  
中央労働委員会 公益委員 森戸 英幸 氏

### (5) 労働委員会委員講話

- ①平成27年11月10日総会時 大塚伸宏 使用者委員講話  
テーマ「新規学卒者の採用問題について」
- ②平成27年11月24日総会時 三浦恭子 公益委員講話  
テーマ「NPOの労働環境について」
- ③平成27年12月8日総会時 則松佳子 労働者委員講話  
テーマ「高校生の就労時の「公正選考」を求めて」

【資料編】

第1 不当労働行為審査事件の推移  
年別の取扱件数

(昭和21年～昭和40年)

内容		年																			
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
係属状況	前年より繰越			3	2		1		3	2	3		1			2	1	3	1	3	1
	新規申立		4	6	3	5	5	5	7	3	10	5	12	8	6	9	11	16	11	6	9
	合計	0	4	9	5	5	6	5	10	5	13	5	13	8	6	11	12	19	12	9	10
最終結果	全部救済			1														1			1
	一部救済								1	1								2	1		
	棄却								1											1	
	却下			2	2		1														
	命・決小計	0	0	3	2	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	1
状況	関与		1	3	1	4	5	2	5	1	8	2	9	2	2	3	7	10	5	1	1
	無関与			1	1						4	2	4	6	2	7	2	3	2	4	1
	その他取下				1				1		1							2	1	2	
	和・取小計	0	1	4	3	4	5	2	6	1	13	4	13	8	4	10	9	15	8	7	2
	合計	0	1	7	5	4	6	2	8	2	13	4	13	8	4	10	9	18	9	8	3

(昭和41年～昭和60年)

内容		年																			
		41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
係属状況	前年より繰越	7	10	12	9	8	5	11	13	6	7	9	12	11	8	9	8	11	12	12	9
	新規申立	14	9	5	9	13	9	14	6	6	8	9	10	4	8	6	5	6	3	3	1
	合計	21	19	17	18	21	14	25	19	12	15	18	22	15	16	15	13	17	15	15	10
最終結果	全部救済			1				1					2	1	1		1	1			2
	一部救済			2		1		3	2		2		1						1		
	棄却																				
	却下											1									
	命・決小計	0	0	3	0	1	0	4	2	0	2	1	3	1	1	0	1	1	1	0	2
状況	関与	7	4	2	2	10	2	5	8	2	1	3	3	4	4	2			2	1	1
	無関与	3	1	3	6	3	1	1	2	2	3	1	5	1	1	3	1	4		4	1
	その他取下	1	2		2	2		2	1	1		1		1	1	2				1	
	和・取小計	11	7	5	10	15	3	8	11	5	4	5	8	6	6	7	1	4	2	6	2
	合計	11	7	8	10	16	3	12	13	5	6	6	11	7	7	7	2	5	3	6	4

(昭和61年～平成17年)

内容		年																			
		61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
係 属 状 況	前年より繰越	6	9	14	13	16	12	10	7	8	7	6	6	6	7	7	7	9	3	2	
	新規申立	5	9	3	5	5	3	2	1	1			1		2		3	3	1	1	
	合計	11	18	17	18	21	15	12	8	9	7	6	7	6	8	7	10	10	10	4	2
終 結 状 況	命 令 ・ 棄 却	2			1															1	
	命 令 ・ 却 下		1				1										1				
	命 令 ・ 決 小 計	2	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
	和 解 ・ 取 下		1	2	1	1	2	4			1						1			1	1
	和 解 ・ 取 下 小 計	0	3	4	1	9	3	5	0	2	1	0	1	0	1	0	2	1	7	1	1
合 計	2	4	4	2	9	5	5	0	2	1	0	1	0	1	0	3	1	7	2	1	

(平成18年～平成27年)

内容		年										計	
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27		
係 属 状 況	前年より繰越	1	1	1	1	1	1				1		383
	新規申立		1		1				1		1		338
	合計	1	2	1	2	1	1	0	1	1	1		721
終 結 状 況	命 令 ・ 棄 却												17
	命 令 ・ 却 下												18
	命 令 ・ 決 小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46
	和 解 ・ 取 下				1						1		152
	和 解 ・ 取 下 小 計	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	291
合 計	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	337	

## 終結の状況

(平成18年～平成27年)

終結の年月日・区分		事件番号	事 件 名	申立年月日
H19. 12. 17	取下げ	19年 1 号	安岐運輸事件	H19. 2. 23
H21. 7. 11	関与和解	21年 1 号	カトレア事件	H21. 3. 18
H23. 3. 31	取下げ	61年 3 号	大分県現業事件	S61. 7. 31
H26. 6. 11	関与和解	25年 1 号	大分大学事件	H25. 1. 17
計		4 件		

## 第 2 労働組合の資格審査の推移

(平成18年～平成27年)

内容	年										
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
不当労働行為救済申立				1				1		1	3
委 員 推 薦		2	2	3		3	2	2	2	2	18
法 人 登 記		1			2			1			4
あ っ せ ん 申 請											0
そ の 他											0
合 計	0	3	2	4	2	3	2	4	2	3	25

### 第3 労働争議調整事件の推移

(内容別)

(昭和21年～昭和44年)

内容		年																							
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
経済的事項	賃上げ	1	7	7		1	4	4	3	3	4	2	8	3	1	4	6	14	9	6	7	10	14	16	12
	一時金		1	2		2	4	4	7	3	2	12	8	2	6	5	2	3	4	2	2	9	17	9	6
	その他	1			6	8	1	1	1	1	2	3	4			1		1	1		2		1	2	
	小計	2	8	9	6	11	9	9	11	7	8	17	20	5	7	10	8	18	14	8	11	19	32	27	18
非経済的事項	労働協約		3	3		2	2	2	1	2	1	2	6	3	4	1	5	4	1			1			4
	解雇	1	7	9	3	3	2	2	1	3	2	7	4	3	4	3	1	3	1		1		3	2	2
	配置転換								1							2									
	団交促進				1						2		1				1	1			1	1		1	
	その他	1		3		1			1				1				1	1		1		1	1	1	5
	小計	2	10	15	4	6	4	4	4	5	5	9	12	6	8	6	8	9	2	1	2	3	4	8	6
合計		4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36	35	24

(昭和45年～平成5年)

内容		年																							
		45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5
経済的事項	賃上げ	13	4	15	19	29	11	17	5	5	11	11	2	3	3	3	3	2			1	2		1	1
	一時金	4	5	2	5	12	13	3	5	5	3	5	7	3			1	3	3	2	1	3	1	1	
	その他	2			3	1			2		2	1		1		1			1	1			3	1	2
	小計	19	9	17	27	42	24	20	12	10	16	17	9	7	3	4	4	5	4	3	2	5	4	3	3
非経済的事項	労働協約	1	1			1			1	1													1		
	解雇	4	3	2	1	4	2	1	7	1	1	2		1					1		1			2	
	配置転換	1								2				1					1						
	団交促進	2			2	1			6		3	2		2	1	1		1		5	1		1	2	2
	その他	1	4	1		1	5	4	1		1		2			1			1	1	1	2			
	小計	9	8	3	3	7	7	5	15	4	5	4	2	4	1	2	0	2	2	6	3	2	2	4	2
合計		28	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5





#### 第4 個別労働関係紛争あっせん事件の推移

(内容別)

内容	年															計
	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27		
取扱件数	4	7	3	2	5	4	4	4	6	5	4	3	3	1	55	
経営又は人事	2	4	2	2	6		2	1	3	3	3	4	2	1	35	
賃金等	5	7	5	1	1	5	4	3	4	1	3	1	1		41	
労働条件等	3	2	2	1	1				1				1		11	
職場の人間関係			1		2	1		1	2	1					8	
その他		1				2	2	1	1	4	1		1		13	
合計	10	14	10	4	10	8	8	6	11	9	7	5	5	1	108	

※ 個別労働関係紛争あっせん事務は、平成14年4月開始

(申請件数及び終結状況別)

年		14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
新規申請		4	7	3	2	4	3	3	4	6	5	3	2	3	1	50
終結状況	解決	1	1	1		1			1	2	3	1	3	1	1	16
	打ち切り	1	1					2		3				1		8
	取下げ		2	2	1	2	1	1	1		1	2		1		14
	不開始	2	3			1	2	1	2	1						12
	合計	4	7	3	1	4	3	4	4	6	4	3	3	3	1	50

注) 終結状況における繰越事件は、終結年で計上している。

#### 第5 県内及び全国有効求人倍率・完全失業率の推移

年月	大分県	全国	完全失業率の推移 (%)	
			大分県	全国
27年1月	0.97	1.14		3.6
2月	0.99	1.15	3.2	3.5
3月	1.04	1.15		3.4
4月	1.03	1.17		3.3
5月	1.07	1.19	3.1	3.3
6月	1.08	1.19		3.4
7月	1.05	1.21		3.3
8月	1.04	1.23	2.7	3.4
9月	1.06	1.24		3.4
10月	1.07	1.24		3.1
11月	1.09	1.25		3.3
12月	1.10	1.27		3.3

資料：大分労働局「安定所別月間有効求人倍率の推移」

## 第6 労働組合数、組合員数、推定組織率の状況

年	組合数 (組合)	組合員 (人)	推定組織率 (%)
S45	785	91,813	32.8
S46	814	93,924	32.6
S47	842	96,190	30.8
S48	856	100,903	31.1
S49	909	104,015	31.8
S50	926	104,178	31.4
S51	943	103,569	31.9
S52	950	102,487	30.2
S53	937	102,914	28.3
S54	937	101,935	27.5
S55	928	102,038	27.4
S56	950	106,237	27.7
S57	945	106,517	27.5
S58	938	106,240	27.5
S59	948	105,646	27.4
S60	943	106,169	28.1
S61	921	105,114	27.0
S62	924	102,648	26.5
S63	858	101,824	25.9
H元	850	103,438	25.5
H 2	844	101,734	25.4
H 3	831	102,394	23.6
H 4	825	103,905	23.1

年	組合数 (組合)	組合員 (人)	推定組織率 (%)
H 5	818	103,860	23.6
H 6	808	103,438	23.6
H 7	798	102,082	23.1
H 8	779	101,932	21.8
H 9	782	100,860	21.6
H10	743	98,107	21.6
H11	754	96,409	22.2
H12	739	94,711	21.9
H13	724	92,741	20.0
H14	698	88,361	20.0
H15	691	86,624	20.2
H16	671	84,032	18.7
H17	614	82,056	18.6
H18	586	81,420	17.9
H19	560	79,533	17.2
H20	553	79,057	17.2
H21	536	80,405	18.2
H22	533	79,863	18.1
H23	531	81,408	17.8
H24	521	81,342	17.8
H25	521	80,513	17.5
H26	516	80,180	17.3
H27	508	79,178	16.7

\*組合員には、非単位組合の組合員を含む。  
 資料：県労政福祉課「労働組合基礎調査」  
 (現行調査は、昭和45年開始)

## 第7 労働争議の発生状況

年	件数 (件)	参加人数 (人)	年	件数 (件)	参加人数 (人)
S45	77	36,619	H 5	15	2,496
S46	125	91,580	H 6	10	1,675
S47	218	81,142	H 7	14	1,696
S48	298	104,349	H 8	7	202
S49	402	128,719	H 9	8	522
S50	299	111,582	H10	11	1,293
S51	297	78,823	H11	9	482
S52	233	85,615	H12	7	132
S53	204	88,819	H13	11	820
S54	99	63,455	H14	4	356
S55	118	88,414	H15	7	104
S56	322	116,690	H16	6	416
S57	243	77,629	H17	1	3
S58	88	33,021	H18	4	84
S59	105	86,088	H19	0	0
S60	185	42,909	H20	4	38
S61	30	7,202	H21	4	24
S62	65	10,321	H22	8	40
S63	40	4,092	H23	6	432
H元	30	4,467	H24	8	381
H 2	26	5,361	H25	10	381
H 3	18	795	H26	4	234
H 4	24	5,158	H27	5	305

\*資料：県労政福祉課「労働争議統計調査」  
(現行調査は、昭和45年開始)

## 第8 委員

区分	氏名	期別	31期	32期	33期	34期	35期	36期	37期
			H2. 1. 16～	H4. 1. 16～	H6. 1. 16～	H8. 1. 16～	H10. 1. 16～	H12. 1. 24～	H14. 1. 24～
公益委員	加来義正		●						
	古城敏雄		◎	◎(5. 6. 13死)					
	稲垣博二		○	○					
	竹屋芳昭		○	◎					
	小富林達也		○	●	●	●	●	●	●
	立花盛郎			○(5. 8. 1任)	◎	◎	◎	◎	◎
	藤澤旦子			○(5. 12. 21辞)					
	牧信子				○	○	○		
	大崎美泉				○	○	○	○	○
	橋本順子							○	○
友永清								○	
労働者委員	佐々木武信		△	△					
	由布登		△						
	国清曠平		△	△	△				
	藤本宏紀		△	△	△		△(11. 2. 1任)		
	藤田良光		△(2. 11. 30辞)						
	篠田良行		△(2. 12. 1任)	△	△	△(8. 12. 10辞)			
	橋本敏雄					△(9. 1. 20任)	△	△	
	田崎洋			△(4. 6. 30辞)					
	高村友喜			△(4. 7. 1任)	△	△	△		
	江藤清志				△(7. 1. 31辞)				
	羽明省三				△(7. 2. 1任)	△	△	△	
	古賀敏光					△	△	△	
	後藤俊一					△	△(11. 1. 31辞)		
	南征一郎							△	△(15. 1. 31辞)
	舛友俊一							△	△
棚村和秀								△(15. 2. 1任)	
斎藤忠夫								△(15. 1. 31辞)	
開田惠三								△(15. 2. 1任)	
大場光夫								△	
安東テル子								△	
使用者委員	幸島秋義		▲	▲	▲	▲(9. 6. 17辞)			
	川崎安太		▲	▲					
	長谷川泰正		▲	▲	▲	▲			
	品川光		▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	竹鼻次雄		▲(2. 6. 30辞)						
	西中研二		▲(2. 7. 1任)	▲	▲(6. 6. 7辞)				
	赤峰弘三				▲(6. 6. 28任)	▲	▲	▲	
	後藤山誠				▲	▲	▲	▲	▲
	峯山久人					▲(9. 6. 18辞)	▲	▲	▲
	岡本邦彦						▲	▲	▲
伊坂信隆								▲	
杉原正晴								▲	

区分	期別 氏名	38期	39期	40期	41期	42期	43期	44期
		H16. 1. 26～	H18. 1. 26～	H20. 1. 28～	H22. 1. 28～	H24. 2. 1～	H26. 2. 3～	H28. 2. 4～
公益委員	小林 達也	●						
	富川 盛郎	◎	●	●				
	大崎 美泉	○						
	橋本 順子	○						
	友永 清稔	○						
	宇野 稔		◎	◎	◎	◎ (25. 1. 31辞)		
	曾根崎 和人		○	○				
	岩尾 允子		○	○		○		
	麻生 昭一		○	○	●	●	●	
	佐藤 トモコ				○	○	○	
	須賀 陽二				○	○	○	●
	鈴木 芳明					◎ (25. 2. 25任)	◎	◎
	三浦 恭子						○	○
関 惠子							○	
深田 茂人							○	
労働者委員	羽明 省三	△ (17. 8. 26辞)						
	棚村 和秀	△ (17. 1. 24任)	△	△ (20. 7. 22辞)				
	開田 惠三	△	△	△ (20. 7. 22辞)				
	大場 光夫	△ (16. 11. 30辞)						
	森 政文	△	△	△ (21. 3. 31辞)				
	馬場 徳明	△ (17. 1. 24任)						
	嶋崎 龍生	△	△	△	△ (23. 10. 28辞)			
	米田 正規		△	△	△			
	村田 正利			△ (20. 10. 9任)	△	△ (幹事)	△ (幹事)	
	戸高 佳到			△ (20. 10. 9任)				
	宗安 勝敏			△ (21. 6. 11任)				
	野上 惠子				△			
	安東 伸彦				△ (23. 10. 28辞)			
	吐合 史郎				△ (23. 11. 7任)	△		
	小嶋 一良				△ (23. 11. 7任)	△ (24. 10. 10辞)		
	小代 正人					△ (24. 10. 10辞)		
	則松 佳子					△	△	
	首藤 浩二					△ (24. 10. 19任)	△	
	神田 健一					△ (24. 10. 19任)	△ (26. 9. 21辞)	
	松尾 竜二						△ (26. 9. 22任)	△
志賀 慎二						△	△	
佐藤 寛人							△ (幹事)	
藤本 雅史							△	
太田 美乃里							△	
使用者委員	後藤 誠	▲	▲	▲ (21. 1. 31辞)				
	峯山 久人	▲	▲	▲				
	岡本 邦彦	▲	▲					
	伊坂 信隆	▲	▲					
	杉原 正晴	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	赤松 健一郎			▲	▲	▲	▲	▲
	田北 裕之			▲	▲	▲	▲	▲
	川崎 裕一			▲ (21. 3. 17任)	▲ (22. 7. 13辞)			
大塚 伸宏				▲	▲ (幹事)	▲ (幹事)	▲ (幹事)	
馬場 ヒロ子				▲ (22. 8. 16任)	▲	▲	▲	

●会長 ◎会長代理 ○公益委員 △労働者委員 ▲使用者委員

第9 事務局組織・職員数

年 度		定 数	現 員	組 織
H11	5. 1	12	11	<div style="text-align: center;">事務局長</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総務調整課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">審 査 課</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総務調整係</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">審 査 係</div> </div>
H12	4. 1	12	12	<div style="text-align: center;">事務局長</div>  <div style="text-align: center;">調整審査課</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総 務 係</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">調整審査係</div> </div>
H13	4. 1	11	11	
H14	4. 1	11	10 (～9.30) 11 (10.1～)	
H15	5. 22	11	11	<div style="text-align: center;">事務局長</div>     <div style="text-align: center;">調整審査課</div>
H16	4. 1	10	10	
H17	4. 1	10	10	
H18	4. 1	10	10	
H19	5. 1	9	9	
H20	4. 1	9	9	
H21	4. 1	8	9	
H22	4. 1	8	8	
H23	5. 1	8	8	
H24	4. 1	8	8	
H25	4. 1	8	8	
H26	4. 1	8	8	
H27	5. 1	8	8	

## 第10 大分県労働委員会規則

(平成十七年五月二十四日大分県労働委員会規則第一号)  
改正 (平成十八年二月二十八日大分県労働委員会規則第一号)

(目的)

第一条 この規則は、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。）及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号。以下「労委規則」という。）の規定に基づき大分県労働委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(総会の種類等)

第二条 総会は、定例総会（労委規則第四条第一項の規定による総会をいう。以下同じ。）及び臨時総会（労委規則第四条第二項及び第五項の規定による総会をいう。）とする。

- 2 定例総会は、毎月第二火曜日及び第四火曜日に開催することを例とする。
- 3 労委規則第四条第二項の規定により知事又は三人以上の委員が臨時総会の開催の請求をしようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくともその期日の三日前までに、会長に通告しなければならない。
- 4 労委規則第四条第四項の規定により会長が総会を招集しようとするときには、少なくともその前日までに、付議事項及び日時を委員に通知しなければならない。
- 5 労委規則第四条第五項に規定する選挙のための総会の議事は、事務局長がつかさどる。
- 6 会長及び会長代理の選挙は、事務局長が会議に諮り、指名推薦又は無記名投票のいずれの方法によるかを決定した上で行うものとする。

(総会の付議事項)

第三条 労委規則第五条第一項第十号に規定する会長が必要と認める事項は、不当労働行為事件の迅速かつ的確な審査に関する事項、総会の公開に関する事項等とする。

(総会の定足数)

第四条 総会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員の各過半数が出席した場合、又は使用者委員、労働者委員及び公益委員が出席し、かつ、委員の三分の二以上が出席した場合に議事を開くことができるものとする。

(総会の公開)

第五条 法第二十一条第一項の規定による総会の公開は、総会において出席委員の三分の二以上の同意があつた場合に行うことができる。

(公益委員会議)

第六条 労委規則第八条第一項の公益委員会議は、定例総会の開催の日を利用して開催するものとする。ただし、必要に応じて他の日に開催することができるものとする。

- 2 会長は、前項に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、公益委員会議を招集するものとする。
  - 一 総会で議決したとき。
  - 二 三人以上の公益委員から請求があつたとき。

(議事録)

第七条 総会の議事録には、議事の内容を要約して記録するものとする。

- 2 事務局長は総会の議事録について、直近の総会において議事録を事務局の職員に朗読させ、労委規則第十五条第二項の承認を受けるものとする。

(労使委員の幹事)

第八条 使用者委員及び労働者委員（以下「労使委員」という。）は、それぞれの互選により各1名の幹事委員を置くものとする。

- 2 幹事委員は、労使委員各側の連絡調整に当たるものとする。

(審査の期間の目標)

第九条 法第二十七条の十八に規定する審査の期間（和解の勧奨に要する期間は除く。）の目標は、不当労働行為事件の審査の実施に関して、委員会の全体として達成すべき目標を明確にすることによって、審査の迅速化を実現するため、次のとおりとする。

- 一 法第七条第一号、第三号及び第四号に掲げる行為に係る事件並びに同条第一号から第四号までに掲げる行為が複合した事件 三百六十日
- 二 法第七条第二号に掲げる行為のみに係る事件 百日
- 2 具体的な審査計画の作成に当たっては、事実の認定等に必要な主張、立証の機会を抑制しないように配慮するとともに、争点や証拠等の内容に応じて審査の期間を決定するものとする。
- 3 第一項第一号に規定する事件に係る審査の期間の配分の目安は、申立てから審問の開始までの期間をおおむね九十日（第一回委員調査にあつては六十日）、結審から命令の交付までの期間をおおむね九十日とするものとする。

- 4 第一項第二号に規定する事件に係る審査の期間の配分の目安は、申立てから審問の開始までの期間をおおむね四十日（第1回委員調査にあつては三十日）、結審から命令の交付までの期間をおおむね三十日とするものとする。

（審査の計画）

第十条 法第二十七条の六に規定する審査の計画（以下「計画」という。）には、争点、証拠、審問予定及び審査進行の目安を記載するものとし、標準的な様式は別に定めるものとする。

- 2 作成した計画については、当事者の同意を得るよう努めるものとする。
- 3 法第二十四条第一項の規定により参与する委員は、計画の迅速な作成及び審査の迅速化のため、調査の段階から直ちに参与することができるものとする。なお、この場合においては、文書により参与することができるものとする。
- 4 計画の提示は、委員調査のときその他の適宜な時期及び方法を選んで行うものとする。ただし、審問の開始前において和解の可能性があるると判断される場合は、この限りではない。
- 5 審査委員は、次に掲げる場合は、計画の変更を行うものとする。
  - 一 重要な争点の追加又は変更が生じた場合
  - 二 多数の証人又は物件について証拠調べを行う必要が生じた場合
  - 三 審問の途中において、和解の勧奨を行ったが、和解が成立せず、審査の進行が計画より大幅に遅れている場合

（不当労働行為事件の審査の実施状況の公表）

第十一条 法第二十七条の十八に規定する審査の実施状況の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事件番号
- 二 請求する救済の内容
- 三 申立年月日
- 四 調査回数
- 五 審問回数
- 六 証人数
- 七 審査の計画で定めた日数
- 八 和解に要した日数
- 九 計画変更により増減した日数
- 十 処理日数
- 十一 終結年月日
- 十二 終結状況
- 2 前項の公表は、毎年三月三十一日までに、前年一月一日から十二月三十一日までの間の分について行うものとする。
- 3 第一項の公表は、大分県労働委員会会報、労働おおいた及び大分県庁ホームページの労働委員会のサイトに登載して行うものとする。

（調整事件の調整の実施状況の公表）

第十二条 調整事件の調整の実施状況の公表は、法第二十条に規定する労働争議のあつせん、調停、仲裁及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第二十条に規定する個別労働関係紛争のあつせんに関する次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事件番号
- 二 区分
- 三 調整事項
- 四 申請年月日
- 五 調査回数
- 六 調整回数
- 七 処理日数
- 八 終結年月日
- 九 終結状況
- 2 公表の時期及び方法については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

（委任）

第十三条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年二月二十八日大分県労働委員会規則第一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成十八年に行う実施状況の公表については、この規則による改正後の大分県労働委員会規則第十一条第二項及び第十二条第二項の規定にかかわらず、平成十七年四月一日から同年十二月三十一日までの間の分のものとする。



大分県労働委員会会報

第61号  
(平成27年版)

平成28年3月発行

編集・発行 大分県労働委員会事務局  
大分市大手町3丁目1番1号

(非売品)